

UEDA SHINKIN DISCLOSURE

REPORT 2014



経営理念

人とのふれあいを大切にし
地域の繁栄に貢献する

経営方針

1. 顧客とのふれあいを通じ、地元の金融機関として特化浸透をはかる。
2. 知性と感性をみがいて、常に自己革新し、行動力の発揮により、多様化する顧客ニーズに対応する。
3. コミュニケーションとチームワークの強化により、打てば響く職場風土を醸成する。
4. 組織に弾力性と柔軟性をもたせ、環境の変化に対応する。
5. 健全経営により、適正な利益を確保し、会員・地域への還元と職員の裕かな生活環境の確立を目指す。

コーポレートマーク



コーポレートマークは、上田信用金庫が激動する環境に柔軟に対応していく姿と地域やお客様とのふれあいを大切にするイメージを表しています。

円は、上田信用金庫の営業区域全体、円の中のUは「上田」&「YOU=あなた=お客様」、中心のSは「しんきん」&「佐久」をイメージするとともに、その営業区域を縦断する千曲川をシンボライズしています。

当金庫の概要

(平成26年3月31日現在)

本店	上田信用金庫
本店所在地	〒386-0014 上田市材木町1-17-12 TEL 0268-22-6260
創立	大正11年12月2日
会員数	18,410名
出資金	703百万円
預金	230,032百万円
貸出金	103,027百万円
常勤役員数	243名 うち役員7名、職員236名
店舗数	23店舗(店外を含むATMコーナー33カ所)
営業区域	上田市、東御市、小諸市、佐久市、千曲市、須坂市、長野市(旧上水内郡信州新町、戸隠村、鬼無里村、中条村ならびに更級郡大岡村を除く)、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡、上高井郡、群馬県吾妻郡嬭恋村

Contents

ごあいさつ	01
上田信用金庫は	02
第1章 上田信用金庫と地域社会	03
1. 平成25年度しんきんの事業概要	04
2. しんきんと地域社会	06
3. トピックス	08
4. しんきんローンセンター	11
5. 年金相談	11
6. 環境に対する取組みについて	12
7. 当金庫のあゆみ	13
8. 総代会の制度について	14
9. 不良債権への対応	17
10. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組状況	19
11. 金融円滑化に向けた取組みについて	21
12. 内部管理基本方針	23
13. 取引時確認の取組について	24
14. リスク管理について	25
15. 法令等遵守	27
16. 個人情報保護	28
17. 反社会的勢力に対する基本方針	29
18. 利益相反管理体制の概要	30
19. 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	31
第2章 主な業務のご案内	33
1. 主な業務のご案内	34
1. 預金業務のご案内	34
2. 融資業務のご案内	36
3. 各種サービスのご案内	38
2. 主な手数料のご案内	41
3. ATMお取扱時間別手数料	44
4. しんきんの機構	45
5. 店舗のご案内	46
6. 店舗網のご案内図	47
7. 信金中央金庫のご紹介	48
第3章 資料編	49
1. 貸借対照表	50
2. 損益計算書	52
3. 剰余金処分計算書	53
4. 詳細資料	56
信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目一覧	75

ごあいさつ



平素より、上田信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

地域の皆様に当金庫をより一層ご理解いただくために、平成25年度の事業内容をまとめディスクロージャー誌「UEDA SHINKIN DISCLOSURE REPORT 2014」を作成いたしました。

平成25年度の日本経済は、デフレからの脱却と経済の再生を旗印とした「アベノミクス」の推進に伴い、円安と株式市場の上昇や個人消費の好転に加え、公共投資が増加されたこと等により、大手企業を中心に業況が改善して景気の回復傾向が強まりました。また、これにより企業経営者や消費者のマインドはこれまでにない明るさを取り戻してまいりました。

この様な情勢の中、当金庫の事業地域である東信地域においては、年度後半にかけて一部業種で業況が活発化したものの、従来からの構造的な問題である少子高齢化や空洞化の影響等から、依然として全体的には停滞感の残る状況にあります。特に信用金庫の主要取引先である中小企業においては、業況改善が確実になるまでには至っておらず、このような環境での消費税増税後の影響が懸念される状況にあります。

今後、政府による追加の経済政策が見込まれており、早期に当地方の中小企業の景況感が回復するとともに、景気回復の足取りが確実に定着していくことを強く期待するところです。

当金庫は、個人および中小企業専門の地域金融機関として、お取引先の課題解決のための支援態勢を強化してまいりました。特に平成25年度は、信州大学繊維学部をはじめとするさまざまな外部機関との連携を図り、積極的に地域経済の再生支援や活性化に向けた態勢を整備するとともに、生活応援のための個人ローンへの取組みを充実させることで、地域のみなさまのお役にたつよう努めて参りました。

また、第2次「上田しんきん『つなぐ力』発揮」3か年計画の最終年度を踏まえ、「原点回帰～フットワーク」をキャッチフレーズに、「課題解決型金融の強化」「独自性のさらなる発揮」「永続性ある経営の確立」を基本方針として掲げ、地域で一層の信認を得る為の事業展開により、地域に密着した金融機関としての特性を発揮して参ります。

つきましては、今後とも一層のご愛顧とご支持を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方の更なるご発展とご健勝をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成26年7月

理事長

小林哲哉

上田信用金庫は…

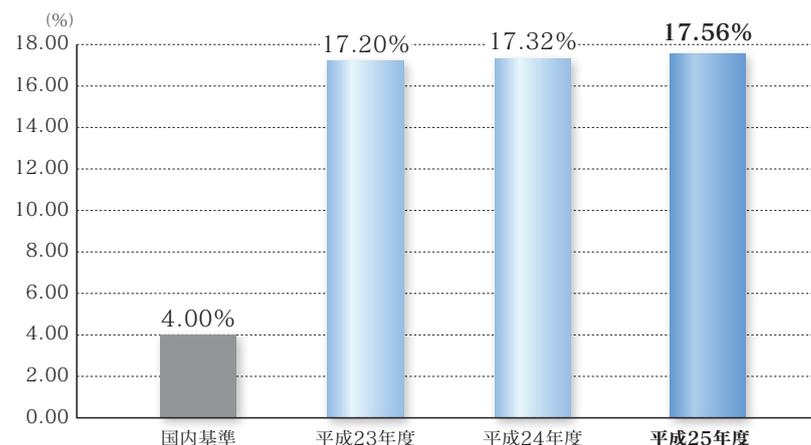
その1 自己資本比率が基準を大きく上回っています。

自己資本比率は国内基準の4倍強を確保しています。

自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指標です。当金庫の自己資本比率は、17.56%と国内基準の4%を大きく上回っております。

今後も、堅実経営に徹し、自己資本の充実に努め、お客様の信頼を第一に安心してご利用いただける地域金融機関を目指して参ります。

自己資本の推移



その2 リスク管理債権への適切な対処ができています。

回収が難しいかもしれないと心配される金額をはるかに上回る自己資本が十分に蓄積されています。

上田しんきんの平成26年3月末のリスク管理債権は7,562百万円です。(内訳は、別表参照)

この内、特に問題になる破綻先債権と延滞債権の総額 7,274百万円に対しては、不動産・預金等の担保や保証機関の保証などにより、3,370百万円が保全されております。また、3ヶ月以上延滞債権及び、条件緩和債権に対しては、155百万円が保全されております。

なお、リスク管理債権の総額7,562百万円と保全額3,526百万円の差額4,036百万円に対して、貸倒引当金として、2,428百万円を引当してあり、残る1,608百万円が、もし全額回収不能となりましても、自己資本は、15,730百万円と十分に蓄積されておりますのでご心配ありません。

今後も、さらなる経営管理体制の充実を図り、リスク管理を徹底し、いかなる時も皆様に安心していただける健全な経営をめざします。

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高 (a)		担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成 24 年度	60	51	9	100.00
	平成 25 年度	62	58	4	100.00
延滞債権	平成 24 年度	6,766	2,969	2,602	82.35
	平成 25 年度	7,212	3,312	2,375	78.87
3か月以上延滞債権	平成 24 年度	60	45	14	98.64
	平成 25 年度	36	23	6	80.56
貸出条件緩和債権	平成 24 年度	56	8	13	39.14
	平成 25 年度	251	132	42	69.32
合 計	平成 24 年度	6,943	3,075	2,638	82.30
	平成 25 年度	7,562	3,526	2,428	78.74

第1章 上田信用金庫と 地域社会



常磐城支店



常田支店



塩田支店

1. 平成25年度しんきんの事業概要	04
2. しんきんと地域社会	06
3. トピックス	08
4. しんきんローンセンター	11
5. 年金相談	11
6. 環境方針に対する取組みについて	12
7. 当金庫のあゆみ	13
8. 総代会の制度について	14
9. 不良債権への対応	17
10. 中小企業の経営の改善及び 地域活性化のための取組状況	19

11. 金融円滑化に向けた取組みについて	21
12. 内部管理基本方針	23
13. 取引時確認の取組について	24
14. リスク管理について	25
15. 法令等遵守	27
16. 個人情報の保護	28
17. 反社会的勢力に対する基本方針	29
18. 利益相反管理体制の概要	30
19. 当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要	31

1. 平成25年度しんきんの事業概要

1. 当金庫の現況

■金融経済環境等

平成25年度の日本経済は、デフレからの脱却と経済の再生を旗印とした「アベノミクス」の推進に伴い、円安と株式市場の上昇や個人消費の好転に加え、公共投資が増加されたこと等により、大手企業を中心に業況が改善して景気の回復傾向が強まりました。また、これにより企業経営者や消費者のマインドはこれまででない明るさを取り戻してまいりました。

この様な情勢の中、当金庫の事業地域である東信地域においては、年度後半にかけて一部業種で業況が活発化したものの、従来からの構造的な問題である少子高齢化や空洞化の影響等から、依然として全体的には停滞感の残る状況にあります。特に信用金庫の主要取引先である中小企業においては、業況改善が確実になるまでには至っておらず、このような環境での消費税増税後の影響が懸念される状況にあります。

今後、政府による追加の経済政策が見込まれており、早期に当地方の中小企業の景況感が回復するとともに、景気回復の足取りが確実に定着していくことを強く期待するところです。

■預金

預金は前期比末残で30億円(1.3%)増加し2,300億円となりました。内訳は普通預金を中心とした流動性預金が32億円増加し、定期性預金が1億円減少しました。また人格別では、個人預金が27億円、法人預金が7億円それぞれ増加し、公金等預金は3億円減少しました。

■貸出金

貸出金は前期比末残で1億円(0.1%)減少し1,030

億円となりました。内訳は個人向けが住宅ローンを中心に15億円増加したほか、地方公共団体向けは5億円増加しましたが、事業向けが22億円(3.3%)減少しました。

■収益

収益面では、利回りの低下等により貸出金利息が減少したものの、残高増加に加え円安・株高により有価証券利息配当金収益が増加し、資金運用収益は前期比34百万円増加しました。また、国債等の債券売却益と償還益が前期比減少したことにより、業務収益は61百万円減少し36億円となりました。株式相場の上昇に伴い株式等売却益が増加しましたが、前期に計上した貸倒引当金の戻入益がなくなったため、経常収益は1億円減少し40億円となりました。

費用面は、資金調達費用の減少や経費の削減等により業務費用は前期比73百万円減少し31億円となり、経常費用は株式等売却損などの臨時費用の減少により279百万円減少して34億円となりました。

なお、当期の不良債権処理費用は前期比71百万円増加し2億円となり、また、有価証券売買関係益は前期比73百万円増加して2億円となっております。

これにより業務純益は522百万円、経常利益は568百万円、当期純利益は545百万円となりました。

信用金庫法に基づく不良債権比率は7.34%、金融再生法に基づく不良債権比率は7.35%と一桁台を維持しております。また、健全性の指標である自己資本比率は17.56%と前期比0.24ポイント上昇し、引き続き国内基準の4%を大幅に上回る水準となっております。

2. 主な経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
経常収益	5,478,867千円	4,625,342千円	4,681,633千円	4,182,952千円	4,066,281千円
経常利益(又は経常損失(△))	113,444千円	△512,789千円	382,096千円	405,373千円	568,323千円
当期純利益(又は当期純損失(△))	236,430千円	△507,597千円	234,598千円	375,828千円	545,550千円
出資総額	701百万円	700百万円	703百万円	704百万円	703百万円
出資総口数	1,402千口	1,401千口	1,406千口	1,408千口	1,406千口
純資産額	14,204百万円	13,272百万円	13,844百万円	15,622百万円	16,189百万円
総資産額	239,082百万円	242,621百万円	245,848百万円	248,129百万円	251,606百万円
預金積金残高	221,550百万円	224,349百万円	229,534百万円	226,944百万円	230,032百万円
貸出金残高	109,654百万円	106,241百万円	104,228百万円	103,210百万円	103,027百万円
有価証券残高	67,109百万円	77,734百万円	80,440百万円	88,789百万円	92,905百万円
単体自己資本比率	15.90%	16.49%	17.20%	17.32%	17.56%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	28,027,733円 (19.99)	27,964,113円 (19.94)	27,990,568円 (19.90)	28,131,618円 (19.97)	27,972,726円 (19.89)
役員数	12人	12人	11人	11人	11人
うち常勤役員数	8人	8人	7人	7人	7人
職員数	249人	236人	230人	229人	236人
会員数	18,477人	18,372人	18,367人	18,395人	18,410人

(注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。また、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金庫庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度以前においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

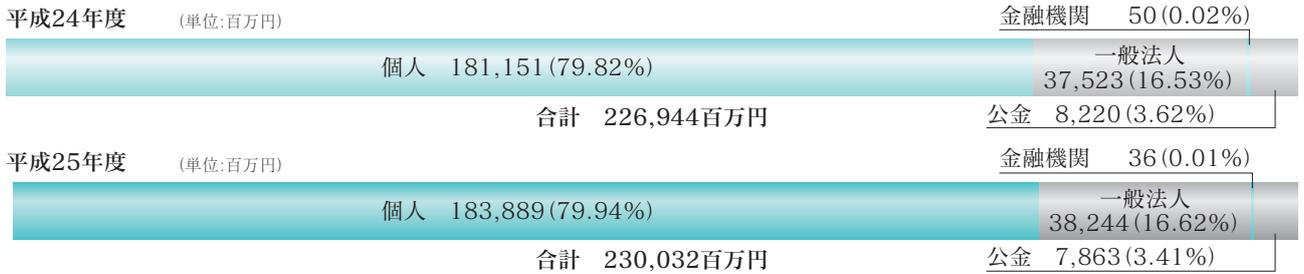
2. 職員数には、パートの職員は含んでおりません。

3. 業績ハイライト

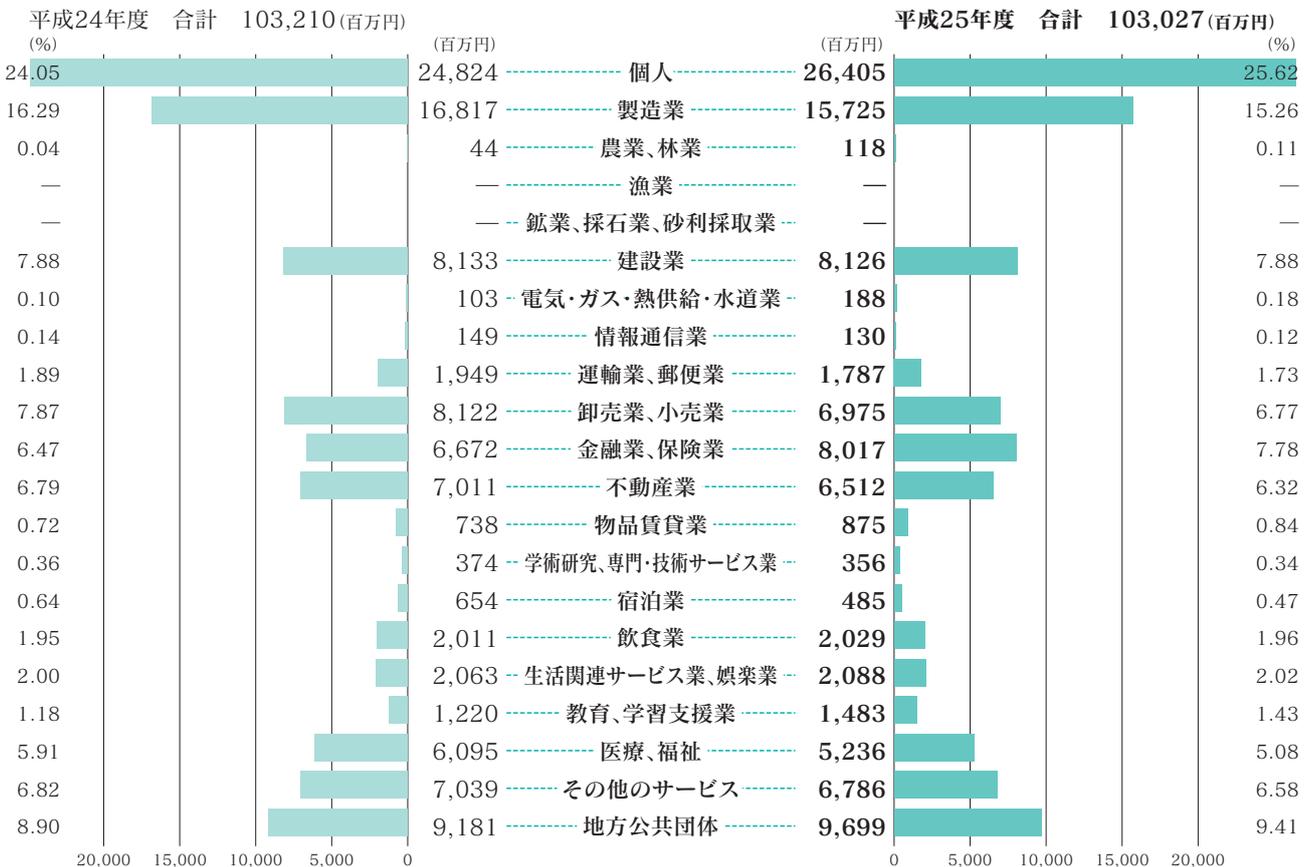
■ 預金・貸出金の状況



■ 預金者別構成



■ 貸出先別構成比



2. しんきんと地域社会 ～地域社会の再生・活性化をめざして～

地域経済活性化への取組について

当金庫は、東信地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的繁栄に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

地域の皆様 各会員の皆様

1 会員の皆様からの 出資金

703百万円 会員数:18,410名

2 地域の皆様からの ご預金

230,032百万円

お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を、安全・確実・お気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけます様各種預金を取り揃えております。

3 上田しんきん

常勤役職員数:243名
店舗数:23店舗

新長期経営計画

第2次「上田しんきん『つなぐ力(ちから)』発揮」

—— 経営改革3か年計画 ——

～地域の課題解決と持続的発展をめざして～

計画期間 平成24年4月～平成27年3月(3カ年)

「上田しんきんに期待されるものは何か、我々に何ができ、何をしなければならないのか」ということを踏まえ、“厳しい地域経済環境の中で、共に地域に暮らす人々の豊かな生活づくりと中小企業の健全な発展を支援し、地域社会の繁栄に貢献する”ことにより、本事業計画を、8年後の創立100周年に向けた長期ビジョン“明るいしんきん”の確立に向けた第1ステージと位置づけました。

当金庫が地域の様々な主体を結びつける役割(「つなぐ力」)を発揮し、お客様満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指します。

6 地域のお客様へのご融資

103,027百万円

預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

5 各種支援・サービス 地域貢献・社会貢献

地域企業の経営者や後継者を中心とした「経営塾21」、「しんきん年金信和会」を通じて、地域の皆様の発展と繁栄のお手伝いをしております。

4 その他の資産運用

有価証券: 92,905百万円

預け金: 45,576百万円

計画理念

当金庫が地域の様々な主体を結びつける(「つなぐ力」)を発揮し、お客様満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指す。

基本方針

1. 地域金融機関として、課題解決型金融への取組み等を通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指す。
2. 協同組織金融機関として、当金庫の独自性をさらに発揮する。
3. 内部管理態勢の整備、法令遵守意識の醸成と態勢強化、経営効率の向上および人材の育成等によって、永続性ある経営の確立に努める。

具体的方策

①課題解決型金融の強化

1. 地域主体との連携強化
2. 地域住民への情報発信の強化
3. 組織・営業態勢の見直し

②独自性のさらなる発揮

1. 高密度経営の徹底
2. 会員満足度の向上

③永続性ある経営の確立

1. 地域を支える信用金庫人の育成
2. 内部管理態勢・法令遵守意識の醸成と態勢の強化・情報開示の充実
3. 経営効率の向上

イチマル(10%)アップ運動の実施

お客様の満足度を高めることによって取引の拡大・深耕を図り、収益の強化、経営効率の向上と生活環境の向上の貢献に努めております。

(推進項目)

1. 顧客満足度の向上による取引顧客の増加
2. 収益の増加と費用の低減
3. 事務管理の向上による効率化

3. トピックス

2013～2014

【新商品・サービスの取扱い】

信州大学繊維学部との連携に関する協定書に調印 平成25年5月16日

信州大学繊維学部と当金庫は、相互の発展と地域の貢献に資するための連携協定に関する協定書の調印式を行いました。

相続定期預金の取扱開始 平成25年8月1日～

当金庫及び他行で過去1年以内に相続手続きをされた個人のお客様向けに、相続定期預金の取扱いを開始いたしました。

しんきんローンセンター佐久オープン 平成25年10月22日

当金庫2か所目のローンセンターとして、和田森支店内に開設いたしました。

佐久・小諸方面のお客様にもご利用いただきやすくなりました。

上田市産学官連携施設「浅間リサーチエクステンションセンター」(AREC)との連携協定を締結 平成25年12月27日

ARECが業務に関連して外部と連携した初のケースとなりました。

企業のニーズを引き出して、大学の研究と融合させることにより、多種多様な成果を生み出します。

住宅ローン特別控除説明会(顧客向けセミナー)開催 平成26年2月1日

講師に村岡篤史税理士をお迎えして、当金庫住宅ローン利用者に向けた住宅ローン特別控除説明会を開催いたしました。

参加者数 40組52名

雪害対策資金の取扱 平成26年3月3日～6月30日

今冬の大雪による被害を受け、当金庫の営業エリア内に店舗または事業所を有する法人および個人事業主のお客様を対象に、長野県信用保証協会の保証による雪害対策資金の取扱をいたしました。

【地域支援活動状況】

上田しんきん経営塾21

地域企業の経営者や後継者同士が語り合い技術・技能・人材等の向上を目指し『今何をすべきか』を考える会を発足し、今年度はコンサルティング会社、インクグロウ(株)によるセミナーを年3回実施したほか、信州大学繊維学部、中小企業基盤整備機構による特別セミナー、交流会を実施し、また先進企業の見学としてアイシン精機(株)本社・半田工場に企業訪問をするなど、取引先企業の一層の支援に取組んでいます。(103社 107名参加 平成26年3月末現在)



長野しんきんビジネスフェアに参加 平成25年5月15日

長野県下6信用金庫が合同で、「第10回長野しんきんビジネスフェア2013」への出展を支援いたしました。(当庫取引先 出展社数 5社)



2013上田地域産業展へ出展 平成25年10月25日～26日

上田地域産業展へ当金庫ブースを出展し、住宅ローンをはじめとする各種個人ローンの相談等を行いました。



中小企業レポート

アンケート方式によるデータの集約により、当金庫の窓口から見た東信地区の経済の動向について「中小企業景気動向レポート」を編集し、身近な情報誌として年4回発行しています。



交通安全黄色いハンカチの贈呈等 平成26年3月

県下6しんきん共同により、今年度の地域の新入学児童全員に「交通安全黄色いハンカチ（交通傷害保険付）」を贈呈いたしました。

献血活動

平成25年6月12日

信用金庫の日になんで、当金庫職員が献血活動に参加いたしました。(平成25年度 37名)



金融教育プログラム 平成25年8月2日

地元の子供たちに、「金融の基礎知識やお金の大切さ」を学んでもらうために金融教育プログラムを実施いたしました。

昨年度は、小学3年～6年生13名が、「お金に関するクイズ」「おこづかい帳のつけ方」「本店・本部の見学」「1億円の重さ」について受講・体験いたしました。



しんきんふれあい講演会

会員をはじめとするお客様の親睦を深めるために、上小地区・佐久地区の店舗合同で講演会を開催いたしました。

平成25年度 上小地区講演会

日時 平成25年9月19日

講師 林家 たい平さん

演題 「笑顔のもとに笑顔が集まる」

平成25年度 佐久地区講演会

日時 平成26年2月19日

講師 ダニエル・カールさん

演題 「日本語のすばらしさ」

文化活動

ギャラリー・イベントホールの開放により、講演会・音楽会・絵画作品発表等の場所として地元の皆さんにご利用いただき、地元・地域への文化芸術活動の発展のため、地域に根差した活動を応援しています。

夏まつりへの参加

恒例の「上田わっしょい」をはじめとして、東信地域の各種イベントに参加いたしました。

7月13日(土) 上田祇園祭

7月27日(土) 上田わっしょい
御代田龍神祭

8月 3日(土) 丸子ドドンコ
東御市民まつり
小諸ドカンショ
白田いやす

8月12日(月) 塩田花市
丸子花市

8月24日(土) 川辺町どんとこい祭り



4. しんきんローンセンター

本店営業店内に続き、平成25年10月に和田森支店内にもローンセンター佐久を開設いたしました。仕事帰りや休日もお気軽にご来店いただき、ローンのご相談をワンストップでお受けできる相談窓口を開設しております。



- ★ どれくらい借りられるのか
じっくり相談にのってもらいたいなあ
- ★ 平日は、仕事でローン相談にいけないなあ
- ★ 家も建てたい、車も買いたい、
子どもの将来もまとめて相談したい!

ご自宅の新築・購入・リフォーム、他の金融機関でお借り入れされた住宅ローンのお借り換え、マイカー・結婚・お子様の進学など、様々な資金についてご相談下さい。

専任のアドバイザーがお客様のローンニーズにお応えするため、最適なお提案をさせていただきます。

ローンセンター佐久の開設により、小諸、佐久方面のお客様にもご利用いただきやすくなりました。

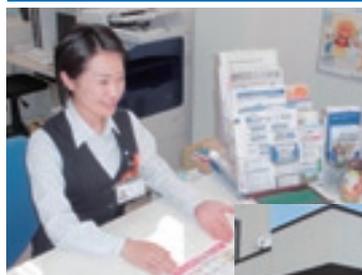
キッズスペースもございますので、お子様とご一緒にご来店ください。

平日は夜7:00まで、土・日も5:00まで営業してお客様のご来店を心からお待ちしております。(定休日：毎週水曜日)

しんきんローンセンター 上田



しんきんローンセンター 佐久



5. 年金相談

- ★ 年金受取りの手続きは、
どのような書類が必要なのかなあ?
- ★ 自分の年金は、
いくつからいくらもらえるのかなあ?
- ★ 勤めていると、年金は支給されないの?

お近くのしんきんの窓口で、年金相談（無料）を定期的で開催しております。

年金の専門家である社会保険労務士が、お客様の年金に関するさまざまな疑問・ご相談等にお応えするほか、年金の請求手続きも行っております。

社会保険労務士による年金相談会（無料）については、本支店ごとに開催日が決まっておりますので、年金に

関するご相談を希望される方は、お気軽に最寄りの店舗へお問い合わせのうえ、ご予約をお願いいたします。

なお、年金相談の日程については、ホームページにおいてもご確認いただけます。



6. 環境に対する取組みについて

上田信用金庫 環境方針

上田信用金庫は、緑豊かで自然に恵まれた信州の地域金融機関として「人とのふれあいを大切にし、地域の繁栄に貢献する」という経営理念に基づき行動すると共に、環境問題への取組みを重要な事業活動と捉え、以下の環境方針を制定します。

1. 事業活動において関連する環境の法規制、条例、および当金庫が同意する協定等を順守し、地球環境の保全、環境汚染の予防に努めます。
2. 事業活動を通じ省資源・省エネルギーに努め、環境対応型商品の開発・推進ならびに情報提供による地域・会員・お客様への環境問題対応のご支援をめざします。
3. 経営理念・環境方針に基づき、環境目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムを推進します。
また、環境目的・目標は定期的に見直しを行い、環境問題への取組みの継続的な改善に努めます。
4. この環境方針順守のため、本方針の全職員への徹底と教育に努めます。

上記当金庫環境方針は、内外に公開します。

クールビズ・ウォームビズの実施

CO₂の排出を抑制するため、全営業店の冷房時の温度を28度、暖房時の温度を20度に設定させていただいております。

それに伴い職員の服装も、夏は半袖・ノーネクタイ、冬はカーディガンを着用させていただいております。



環境配慮型総合口座通帳

CO₂削減という地球温暖化防止に貢献するとともに、加齢などにより視力が低下した方や色覚障がいの方にも配慮した「ユニバーサルデザイン」の総合口座通帳の取り扱いを開始いたしました。



環境融資商品

商 品 名	金利優遇	優 遇 対 象
カーライフプラン・エコ	0.02% 金利優遇	エコカー減税対象車をはじめ、ハイブリッド車や電気自動車など低公害車を購入する場合
新リフォームローン (エコ関連設備用)	0.02% 金利優遇	エコ関連設備(太陽光発電システム、エコジョーズ、エコフィール、エコキュート、エコウィル、エネファーム)の購入設置にかかるリフォーム資金
新リフォームローン (個人向け産業用太陽光発電システム 購入資金)	0.02% 金利優遇	個人で産業用太陽光発電(売電)システムを購入する場合、および付帯工事を行う場合
住宅ローン	0.05% 金利優遇	太陽光発電システム、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、ガスエンジン給湯機(エコウィル)、潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)など環境に配慮した住宅設備をする場合

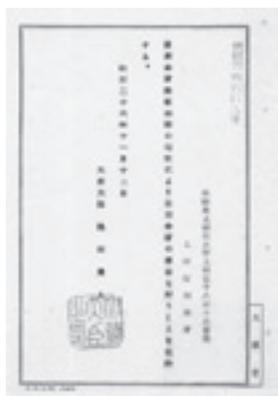
店週の清掃活動

毎月1回、全店にて店週の清掃活動を行っております。



7. 当金庫のあゆみ

大正11年12月	産業組合法に基づき、「有限責任上田市信用組合設立」(旧上田市役所の一室にて開業)
大正14年12月	本店事務局を原町1丁目(旧本店)に移転
昭和17年11月	駅前支店開設(当金庫最初の支店)
昭和26年11月	信用金庫法に基づき、「上田信用金庫」に改組
昭和27年12月	岩村田支店開設(佐久地区最初の支店)
昭和44年2月	本店新築移転(上田市原町)
昭和53年10月	預金総合オンライン稼働
昭和59年11月	融資オンライン稼働
昭和61年12月	預金総額1,000億円達成
平成8年6月	新営業店システム稼働
平成8年11月	預金総額2,000億円達成
平成11年5月	本店新築移転(上田市材木町)
平成14年8月	上田商工信用組合の事業の一部譲受
平成17年10月	勘定系システムを「信金東京共同センター」に移行
平成21年2月	店外ATM「軽井沢町役場出張所」オープン
平成22年4月	カードローン「しんきんきゃっする300」取扱開始
平成22年4月	八十二銀行とのATM無料相互利用サービス「ぐるっと信州ネット」取扱開始
平成22年9月	「学資保険」の取扱開始
平成22年9月	傷害保険「シニアクラブ」の取扱開始
平成22年10月	しんきんローンセンターを本店営業店内に開設
平成22年12月	フリーローン「快速なんでも応援団」の取扱開始
平成23年1月	フリーローン「しんきんあんしんローン」の取扱開始
平成23年4月	創立90周年記念 東日本大震災 復興支援寄付金付特別定期預金「つなぐ力」の取扱開始
平成23年8月	全職員が、「認知症サポーター」の資格取得
平成24年12月	「経営革新等支援機関」の認定取得
平成25年2月	「でんさいネット」サービスの取扱開始
平成25年5月	信州大学繊維学部との連携に関する協定書に調印
平成25年8月	相統定期預金の取扱開始
平成25年10月	しんきんローンセンター佐久を和田森支店内に開設



上田信用金庫に改組したときの
事業許可免許
(大蔵大臣 池田勇人)



旧本店(昭和44年2月移転)



現在の本店(平成11年5月新築)

8. 総代会の制度について

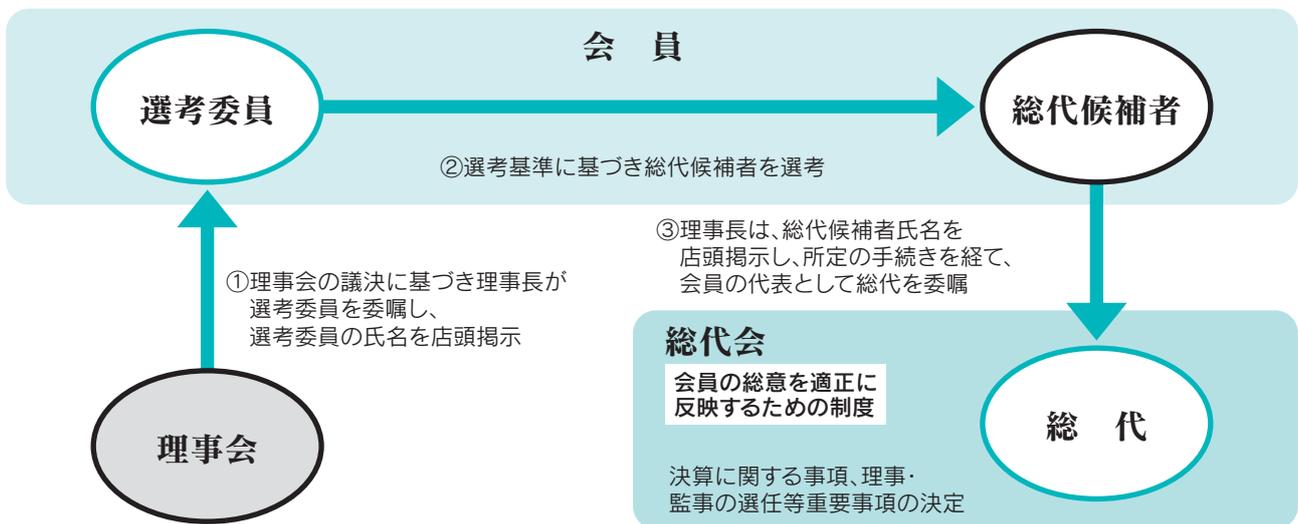
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映される様、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人ひとりの意見を反映するための制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、80人以上110人以下で、会員数に応じて各選任地域ごとに定められております。
- なお、平成25年5月25日付で選任された現在の総代数は92人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代選考委員を選任する。
- ② その選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

(3) 上田信用金庫総代選任規定 (第6条 総代候補者の選考基準)

選考委員は、以下の基準に基づき総代候補者の選考を行う。

- ① 地域の事情に精通し、貢献度が高く、信望が厚い会員であること。
- ② 人格、識見に優れ、信用金庫取引の模範となる会員であること。
- ③ 健康に不安がなく、総代として十分活動可能な会員であること。

(4) 第93期通常総代会の決議事項

平成26年6月26日開催の第93期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認、決議されました。

①報告事項

第93期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

②決議事項

第1号議案 第93期剰余金処分案承認の件

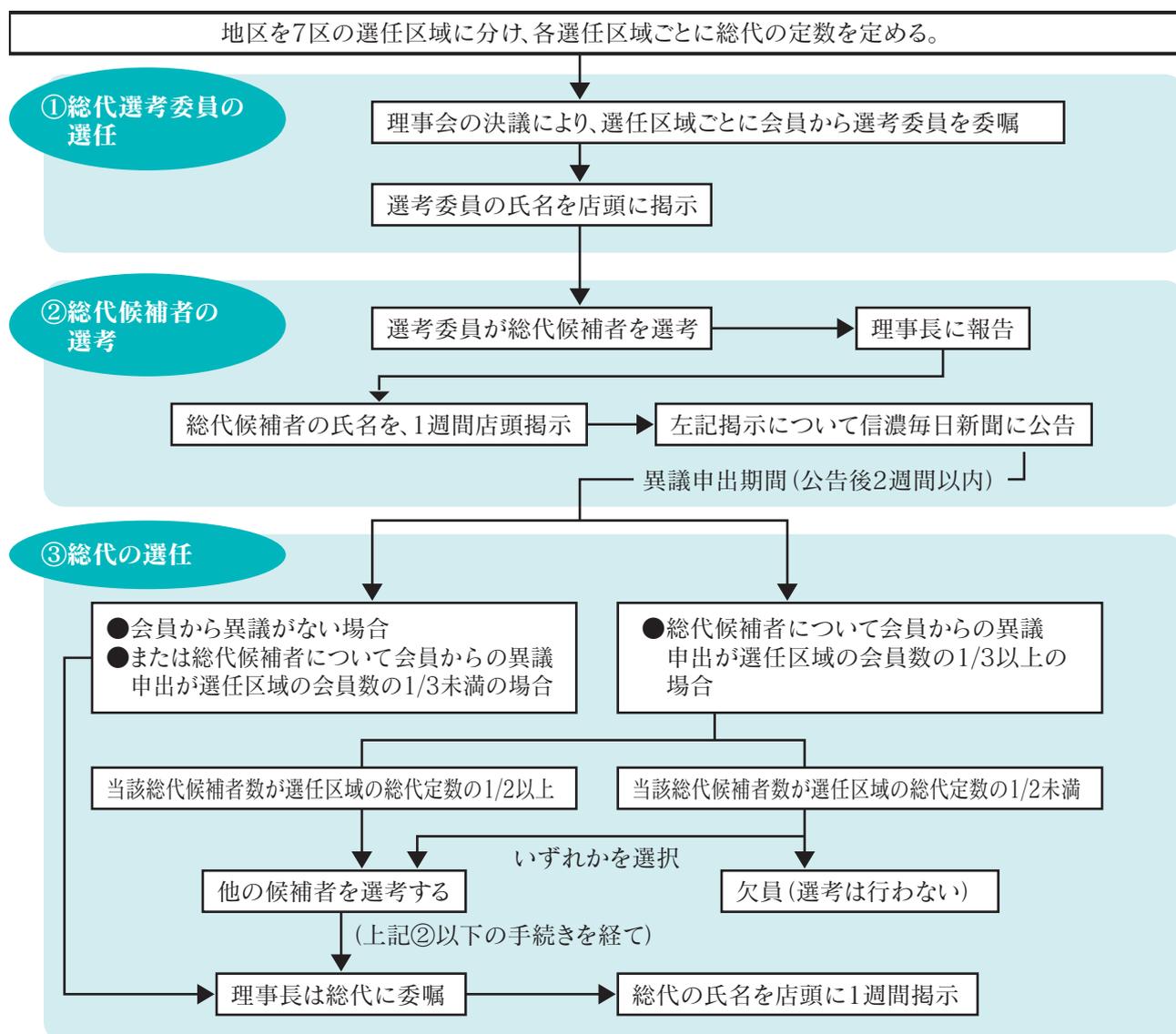
第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 会員除名の件

第4号議案 理事および監事の任期満了に伴う選任の件

第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

総代が選任されるまでの手続きについて



選任区域別総代名簿

(平成26年7月1日現在)

選任区域 (総代数)	総 代 名 (敬称略)									
1 区 (18名)	阿部 眞一 佐々木正行 中村 勝美	阿部 隆司 篠澤 一平 新津 正勝	飯田 進一 澤井 祐二 依田 方伯	池田 博美 田嶋 史朗 橘倉酒造 株式会社	井出 儀男 土屋 良市	加藤 清忠 友野 正二	工藤吉二郎 内藤 毅			
2 区 (10名)	上原 清隆 関口 和生	大井 莊平 土屋 一男	尾台 恒男 土屋 圭市	柏木 昭憲	佐藤 雅義	猿田 建一	白山與志雄			
3 区 (10名)	甘利 正任 美斉津 明	鬼熊 武実 渡辺 頼雄	木崎 満男 ア-ト梱包運輸 株式会社	小林 政利	佐々木政弘	塩川 勝	林 和弘			
4 区 (12名)	内山 三男 田島 俊明	尾美 秀實 田村 英幸	久保山 修 中山 良人	小林 泉 松山 三二	小林 群史 依田 敏彦	桜井 繁	滝澤 光次			
5 区 (15名)	池野 兵 小柳 繁弘 松澤 一志	市川 光則 龍野 彰宏	一之瀬 寛 中村 義介	神谷 経夫 羽田 直巳	木島 善雄 肥田野秀知	北澤 誠 別府 諄一	倉島 紀六 細谷 光雄			
6 区 (14名)	飯島 俊勝 滝澤 武 有限会社 若松屋小間物店	尾和 幸憲 滝澤 将生	金子 忠美 竹内 由勝	小宮山武雄 田中 健一	佐藤 修一 手塚 克巳	菅沼 性一 山崎 一男	高遠 弘			
7 区 (13名)	沓掛信太郎 竹内 強	工藤 武和 松崎 照二	窪田 秀徳 松澤 庄次	甲田 幸一 宮澤マサ代	酒井 喜良 山岸巳津雄	櫻井 一信 株式会社 花屋ホテル	櫻井 政信			
計 92 名										

※敬称は略させていただきます



9. 不良債権への対応

自己査定とは

「自己査定」とは、「金融検査マニュアル」に基づき当金庫が定めた自己査定基準に基づいて、自らの資産の内容を個別に検討し、回収の危険性または価値の毀損の危険度合に従って区分することを言います。

当金庫では、リスクをもつすべての資産を対象に自己査定を実施しており、お客様からの預金などが資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定しています。

債務者区分とは

別に定める自己査定抽出基準に基づく債務者について、下記基準により区分を行っております。

債務者区分		内容
正常先		業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先
要注意先	その他要注意先	貸出条件や履行状況に問題がある先の他、業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先等、今後管理に注意を要する先。
	要管理先	要注意先のうち、3か月以上の延滞または貸出条件緩和を行った貸出金があり、今後管理を要する先。
破綻懸念先		現状、経営破綻の状況にないが経営難の状況にあり、経営改善計画書等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。
実質破綻先		法的・形式的破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しがない状況であると認められる等実質的に経営破綻に陥っている先。
破綻先		法的・形式的破綻の事実が発生している先で、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生法の申請、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先。

リスク管理債権の開示

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分		残高(a)	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成24年度	60	51	9	100.00
	平成25年度	62	58	4	100.00
延滞債権	平成24年度	6,766	2,969	2,602	82.35
	平成25年度	7,212	3,312	2,375	78.87
3か月以上延滞債権	平成24年度	60	45	14	98.64
	平成25年度	36	23	6	80.56
貸出条件緩和債権	平成24年度	56	8	13	39.14
	平成25年度	251	132	42	69.32
合計	平成24年度	6,943	3,075	2,638	82.30
	平成25年度	7,562	3,526	2,428	78.74

(注) 1. 上記開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額やすでに引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

2. 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

3. 貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

4. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

《用語の説明》

【破綻先債権】元本または利息の支払の遅延が相当期間継続している等の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。①更生手続開始の申立てがあった債務者②再生手続開始の申立てがあった債務者③破産手続開始の申立てがあった債務者④特別清算開始の申立てがあった債務者⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者。

【延滞債権】未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。①上記「破綻先債権」に該当する貸出金②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金。

【3か月以上延滞債権】元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

【貸出条件緩和債権】債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法に基づく開示

(1) 金融再生法開示債権

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の 不良債権	平成 24 年度	7,023	5,794	3,091	2,702	82.50	68.74	
	平成 25 年度	7,620	6,013	3,538	2,472	78.91	60.61	
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成 24 年度	766	766	611	155	100.00	100.00
		平成 25 年度	819	819	674	145	100.00	100.00
	危険債権	平成 24 年度	6,140	4,946	2,426	2,520	80.55	67.85
		平成 25 年度	6,513	4,989	2,709	2,279	76.60	59.94
	要管理債権	平成 24 年度	116	81	53	27	69.86	44.00
		平成 25 年度	287	204	155	48	70.95	36.63
正常債権	平成 24 年度	96,996						
	平成 25 年度	96,106						
合 計	平成 24 年度	104,021						
	平成 25 年度	103,746						

※「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

《用語の説明》

【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

【危険債権】債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

【要管理債権】「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

【正常債権】債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。



常磐城支店



塩田支店



東部町支店



神科支店

10. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は、「中小企業の経営改善」に向けた積極的な取組みを行っております。

新規創業・経営改善・事業承継等の取引先のニーズに対して、コンサルティング機能を発揮して、産学官連携による新事業・新商品開発に取組むとともに、さらには販路拡大や成長分野への進出を通じて、新たな資金需要の掘り起こしについても取り組んでおります。

今後も、当金庫は、中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関として、中小企業の皆様がそれぞれに抱えている経営課題に対して、きめ細やかに対応する態勢を整備していく方針であります。

2. 中小企業の経営支援に対する態勢整備の状況

創業・新事業への進出、販路拡大については、各種補助金、ビジネスマッチング等を含む創業・新分野のメニューを活用し、中小企業の皆様のバックアップする態勢整備に努めております。

経営改善が必要なケースについては、庫内に中小企業診断士を配置し取引先の抱える課題解決に対し親身に取り組むとともに、必要に応じて外部専門家（税理士・コンサルタント等）、外部機関（長野県中小企業再生支援協議会等）、ならびに他金融機関（信用保証協会を含む）との連携強化により、実態把握から課題解決まで実効性のあるアドバイスや経営改善計画書の策定支援等、中小企業の皆様とともに取り組んでおります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

(1) 取引先顧客のライフステージに対応したコンサルティング機能の強化

具体的な取組項目	平成25年度 取組状況
創業・新事業支援融資	●平成25年度の実績は、18件、136百万円となりました。
経営改善・事業再生支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●<支援対象先企業> 平成25年度は支援対象先企業103社として、経営改善支援の取組みを実施しました。平成25年度の実績は、「経営改善計画書策定率84.5%」「ランクアップ率1.9%」となりました。 ●<長野県中小企業再生支援協議会> 長野県中小企業再生支援協議会関与による経営改善計画書策定・検証実施後、関係機関協調による計画の合意形成(1先)、経営改善計画書策定に向けた事業DD・財務DD実施(1先)を図りました。 ●<長野県信用保証協会との協調モニタリング> 取引先に対し協調したモニタリングを実施、経営改善に向けた進捗管理・経営課題の共有化を含め、連携して支援・指導を実施しました。 ●<ミラサポによる専門家派遣事業> ミラサポによる専門家派遣事業(1先)を通して、取引先の抱える課題解決に取り組みました。
事業承継支援の強化	●<長野県事業引継ぎ支援センター> M&Aを含む事業承継のニーズに対応するため、長野県事業引継ぎ支援センターとの連携を図りました。

(2) 顧客満足度向上への取組み

具体的な取組項目	平成25年度 取組状況
「目利き機能」の発揮に向けた人材育成の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ●外部研修への派遣による知識の習得を図るとともに、参加職員による伝達研修を実施しました。 ●目利き力・コンサルティング機能強化のための態勢整備として、パソコンを活用し、「業種別融資ガイド」および「窓口法務対策」の見える化の構築を致しました。 ●「初級役席者のための検証力トレーナー制度」、監督職クラスを対象に通信講座を受講させることにより、役席者の検証力アップに努めました。

(3) お客様の経営改善への取組

当金庫では、平成15年度より取組んだ「リレーションシップバンキングの機能強化計画」以来、「地域密着型金融の機能強化の推進」に恒常的に取り組み、とりわけ事業再生は、地域密着型金融の本質に関わる大きな課題であるという考えのもとに、平成15年6月本部内に創設した「企業支援室」（現「融資部企業支援課」）のスタッフと支店長連携によりお客様の事業所を定期的に訪問し、企業再生等の分野をはじめ、経営改善のためのサポートや、資金繰り・経営改善に向けた提案をはじめ、指導やアドバイスに積極的に取り組んでおります。

経営改善支援の取組み実績【平成25年4月～平成26年3月】

(単位:先数)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善 支援取組み 先数 α	αのうち	αのうち	αのうち	経営改善 支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
			期末に債務 者区分が ランクアップ した先数 β	期末に債務者 区分が変化 しなかった 先数 γ	αのうち 再生計画を 策定した 先数 δ				
正常先 ①	1,661	0		0	0	0.0%		—	
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	282	90	2	77	79	31.9%	2.2%	87.8%
	うち要管理先 ③	5	0	0	0	0	0.0%		
破綻懸念先 ④	59	13	0	13	8	22.0%	0.0%	61.5%	
実質破綻先 ⑤	58	0	0	0	0	0.0%			
破綻先 ⑥	16	0	0	0	0	0.0%			
小計 (②～⑥の計)	420	103	2	90	87	24.5%	1.9%	84.5%	
合 計	2,081	103	2	90	87	4.9%	1.9%	84.5%	

(4) 金融円滑化法の期限到来後の対応について

平成25年3月末をもって「中小企業金融円滑化法」の最終期限が到来致しました。

同法の期限到来後は、金融機関が「金融円滑化対応（貸出金の条件変更等や円滑な資金供給）をしてくれなくなるのではないか」等の心配の声が聞かれますが、当金庫は金融円滑化法の施行以前より、地域密着金融機関として、地域のお取引先に対し資金を安定的に供給し、また経営改善等に対する支援を行う等、中小企業の皆様の金融の円滑化に努めており、この取り組みは、金融円滑化法の期限到来に係わらず、何ら変わるものではありません。

また、住宅資金お取扱いの皆様の条件変更等に対する対応につきましても、中小企業の皆様に対する対応と同様に、金融円滑化法の期限到来に係わらず、これまでと何ら変わるものではありません。

当金庫は、引き続き全役職員が協働し、お取引先の状況をきめ細かく把握しながら、実態に応じたきめ細かな対応を行い、コンサルティングの発揮により、お取引先の経営課題に応じた最適解決策を提案し、最大限の支援を図る方針でありますので、これまで同様、当金庫各営業店窓口にお気軽にご相談下さい。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

当金庫は、「人とのふれあいを大切にし 地域の繁栄に貢献する」を経営理念として、積極的かつ自主的に地域の活性化に向けた取組みを実践・継続しています。

具体的な取組項目	平成25年度 取組状況
地域企業との関わりについて	<ul style="list-style-type: none"> ●長野信用金庫主催「第10回長野しんきんビジネスフェア2013」へ当金庫取引先5社が出展、長野信用金庫協会主催「特別商談会」においては、当金庫取引先5社がエントリーのうえ、1社が商談成立致しました。 ●さわやか信用金庫主催「第9回ビジネスフェア」へ当金庫取引先2社、「第4回さわやか信用金庫物産展」へ当金庫取引先3社が出展致しました。 ●「第27回東京ビジネスサミット2013」実行委員会主催「第27回東京ビジネスサミット2013」へ、当庫取引先3社が出展致しました。 ●信金中央金庫を介してデータベースサイトを利用した「イプロス製造業」(第2弾)に当金庫取引先21先が登録のうえ、ビジネス・マッチングを推進致しました。 ●<産学官金連携> AREC連携コーディネータの委嘱(3名)を受け、他機関のコーディネータとの情報交換等を行いながら、取引先・地域への支援・連携強化に努めました。 ●<地公体主催の会議への参画> 上田市主催の諸会議に参画するとともに、地域経済団体・その他関係機関との連携により地域経済の活性化に努めました。

11. 金融円滑化に向けた取組みについて

1. 上田信用金庫の金融円滑化への取組方針

上田信用金庫(理事長 小林哲哉)は、経営理念である「人とのふれあいを大切に、地域の繁栄に貢献する」に基づき、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、金融の円滑化に取り組んでおります。

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化の円滑な実施に向けた態勢整備

(1) 態勢整備

上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①金融円滑化促進を図るため本取組み方針、金融円滑化に係る管理方針・管理規程・マニュアルを制定いたしました。
- ②金融円滑化促進に対する業務統括を行う金融円滑化管理責任者に代表理事、同副管理責任者に代表理事または常勤理事を任命し、経営陣自らが率先して取り組んでおります。
- ③金融円滑化管理責任者・同副管理責任者・本部関連部室長等を構成員とする金融円滑化管理委員会を発足し、金融円滑化促進を図っております。
- ④営業店においては店長を金融円滑化管理者として金融円滑化促進を図っております。
- ⑤営業店全店に金融円滑化相談窓口を設置しております。

(2) 貸出条件の変更等の状況を適切に把握する体制

貸出条件の変更等の状況を適切に把握するため、以下の通り取り組んでおります。

- ①条件変更に関する申出に対しては、「親身になった対応」に心掛け表面的な財務内容・保全状況・過去における条件変更実施履歴等のみをもって判断する事がないよう留意し、可能な限り迅速な対応を図っております。
- ②各営業店は条件変更の受付について、所定の受付簿・記録簿へ対応状況・結果について記録すると共に、毎月金融円滑化管理委員会事務局へ報告しております。
- ③事務局は営業店からの報告に基づき対応状況を管理し、各営業店を指導・支援すると共に、金融円滑化管理委員会へ定期的に報告しております。

- ④金融円滑化管理責任者は取組状況の検証を行い、必要に応じ営業店への指示・指導を行います。
- ⑤金融円滑化管理責任者は理事会・常務会に対し定期的に取組状況を報告すると共に、経営に対し重要な問題が発生した場合等には速やかに報告を行います。
- ⑥対応状況の記録は営業店と事務局において厳格に管理・保管しております。

3. 金融円滑化に係る苦情相談窓口

金融円滑化に係る苦情相談窓口を融資部企業支援課とし、専用直通電話(☎0120-70-1877)を設置しております。

【受付時間】

平日9時～17時 融資部企業支援課にて承ります。

土日祝日及び平日上記時間以外 留守番電話にて受付し、翌営業日当庫よりご連絡させていただきます。

(1) 苦情相談に係る対応について

- ①苦情相談窓口へ直接寄せられた苦情相談については、親身になった対応を図り速やかに金融円滑化管理責任者へ報告すると共に、金融円滑化管理責任者の指示を受け、営業店に対する指導・支援を行い苦情相談内容の早期解決を図ります。
- ②営業店に寄せられた苦情相談については、担当者は速やかに営業店金融円滑化管理者である店長に報告を行うと共に、店長・役席者とともに親身になった姿勢をもって迅速に苦情等の解決に向けた対応を図ります。
- ③営業店においては金融円滑化に係る苦情相談については発生都度速やかに事務局あて報告を行い、迅速な対応と解決に努めます。
- ④苦情相談の内容・対応状況については発生都度記録を行う事とし、営業店・事務局において厳格に管理・保管しております。

4. 経営コンサルティング機能発揮について

お客様に対するキメ細かな経営改善支援・経営相談を図るための専担部署として、融資部内に企業支援課を設置しております。企業支援課は、お客様への支援を行うと共に、営業店における経営支援能力向上に向けた指導を行って参ります。

また、お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)の向上を図るため、職員に対する研修を重ねて参ります。

5. 金融円滑化取組状況

平成21年12月4日～平成26年3月31日までの取組状況は下記の通りであります。

貸付の条件の変更等の実施状況について

○平成21年12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第4条、第5条に基づく貸付の条件の変更等

の、平成21年12月4日から平成25年3月31日までの申込みに係る実施状況に、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの申込みに係る実施状況を加算した累計は下記の通りであります。

○なお、「実施状況の開示」につきましては、平成25年11月を初回として、以降半期毎に開示いたします。

〈中小企業者〉

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	9,522	109,013	9,253	104,111	50	686	42	2,383	177	1,831
うち、信用保証協会等による保証を受けていなかった貸付債権	6,448	89,652	6,302	85,317	23	549	29	2,326	94	1,459
	実行率		97.1%	95.5%						

〈住宅資金借入者〉

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	179	1,574	142	1,275	2	25	1	3	34	270
	実行率		79.3%	81.0%						

(注) 件数・金額は、法施行日から上記時点までの累計です。尚、審査中のみ平成26年3月末時点の件数・金額であります。

(注) 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注) 上記実行率は、実行件数・金額を申込件数・金額で除したものであります。



12. 内部管理基本方針

内部管理基本方針

当金庫では、信用金庫法ならびに同法施行規則の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」を定め、継続的に実効性の確保に努めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

貸出金の運営方針

1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
2. 大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用いただけるように徹底し、信用リスクを分散します。
3. 住宅資金や教育資金等地域の皆様の生活に関連した資金需要に対して、積極的に応援します。
4. 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。



原町支店



小諸支店



岩村田支店



野沢支店

13. 取引時確認の取組について

お客さまとの取引時の確認についてのご協力をお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化する目的で「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されました。

平成25年4月1日からの改正法の施行に伴い、当金庫では、口座開設等に際して、従来の本人確認（氏名、住所および生年月日等）に加えて、取引の目的、職業や事業内容等について確認（取引時確認）をさせていただくことになりましたので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要な主なお取引について

1. 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
2. 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
3. 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
4. 融資取引 等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

2. ご確認させていただく事項

	確認事項	主な確認書類
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	●運転免許証 ●健康保険証 ●国民年金手帳 ●パスポート等(いずれも原本)
	職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	(ご本人以外の方が来店される場合) 来店された方の氏名・住所・生年月日等	●運転免許証 ●健康保険証 ●国民年金手帳 ●パスポート等(いずれも原本) ※上記に加え、住民票等によりご本人とご関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
法人のお客さま	名称、本店または主たる事務所の所在地	●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書等(いずれも原本)
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	●運転免許証 ●健康保険証 ●国民年金手帳 ●パスポート等(いずれも原本) ※上記に加え、社員証等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業内容	●登記事項証明書 ●定款の写し等
	取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	議決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合、その法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方全員の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

3. その他にご注意いただきたい事項

- 過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、上記事項の再確認をお願いすることがあります(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります)。
- お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- 法令で定められた書類の確認、その他当金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ご確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
- 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。
- 上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- 詳しいことは、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

14. リスク管理について

リスク管理について

金融の自由化、国際化の進展に伴い金融機関の業務はますます多様化・高度化し、金融機関経営も従来にましてリスクの正確な把握とその管理体制の確立が求められ、また、管理すべきリスクも増大しています。

このような状況下において、当金庫ではリスク管理を経営の重要課題とし、経営の健全化を確保し持続可能で安定的な収益性と効率化を向上させる管理態勢の強化に取り組んでおります。

平成21年9月より「統合的リスク管理」を開始し、当庫を取り巻くリスクに対する自己資本の十分性の検証・管理を行いながら、健全な経営に努めております。

統合的リスク管理については、今後も継続的に高度化に向けた取り組みをして参ります。

リスクの種類

リスクの種類	リスクの内容	リスク管理の状況
信用リスク	企業や個人への貸出金の回収が困難になったり、保有有価証券の発行体の破綻により元本回収が不能になるリスクのことです。	当金庫では、実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門(業務部)と、融資業務の方針統括等を行う審査部門(融資部)がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互牽制を行っております。 融資部内において、財務分析や自己査定結果を審査管理面に活用するシステムを構築のうえ審査機能の充実を図り、審査課と管理課が連携して厳正な審査・管理体制をとっております。 有価証券運用については、余資運用基準に基づく限度額管理を行っております。
市場リスク	資産(貸出金・有価証券)、負債(預金等)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替市場の変動に伴う「為替リスク」等の市場の変動によって保有する資産の価値が変動するリスクの総称です。	当金庫では、経済、金融の見通しに基づいたALM委員会を中心に、余資運用基準に基づく厳正な運用管理に努めております。
流動性リスク	予期しない大量の預金の払い戻し等により、著しく高い金利での資金運用を余儀なくされたり、資金の調達と運用のバランスが著しく崩れた際などに資金繰りに支障をきたすリスクのことです。	日常の資金繰りについては、即座に換金できる流動性の高い資金(支払準備預金)が預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。 信金中央金庫を中心とした信用金庫業界のバックアップ体制を含め、不測の事態に備えております。
事務リスク	事務上の事故やミス、不正等によって、当金庫が損失を受けるリスクのことです。	月次で店内検査の実施を義務づけることにより、万一事故が発生した場合でも早期に発見することが可能な体制を整備しております。 日常の事務ミス防止のため、内部規程の整備及び事務指導部門による研修・指導を通じて、事務能力向上に努めております。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動、不備等やコンピュータを不正に利用されることによって損失を受けるリスク及び金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる広範囲に存在するリスクのことです。	当金庫は、平成17年10月に「信金東京共同事務センター事業組合(現(一社)しんきん共同センター)」へ加盟することにより、不測の大規模災害等に備え万全のバックアップ体制と、コンピュータシステムトラブルに即応できる体制を整備しております。
法務リスク	法令・庫内規程等に反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、金融機関の信用失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクのことです。	信用金庫の地域社会に対する社会的責任と公共性を鑑み、コンプライアンス統括室を中心として「行動基準」を制定のうえ、朝礼、終礼等を通じて役職員の法令遵守に取り組んでおります。
風評リスク	金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くない噂)の流布等によって、当金庫が損失を被るリスクのことです。	お客様からのご要望やご不満等に対して素早くお応えするための態勢整備に努めております。お取引店及び本部関連部署一体となって問題解決を図るとともに、再発防止のためのさまざまな施策等の仕組み作りに努めております。 なお、皆様に安心してお取引いただけるように、経営内容について積極的な情報開示に努めております。

リスク管理の体制

審査管理体制

実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門（業務部）と融資業務の方針、統括等を行う審査部門（融資部）がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互けん制を行うシステムとなっております。

本部においては、厳正な審査・管理体制をとり、財務分析や自己査定の結果を審査管理面に活用しているシステムを構築しており、一層の審査機能の充実を図っております。

内部監査・検査体制

当金庫の監査・検査体制は、2つの柱によって成り立っております。

一つ目は監査部が行う内部監査です。本部各部及び営業店に対して、毎年業務全般についてリスク管理態勢の有効性及び適切性についてリスク管理の状況を監査するとともに、不正・過誤を防止するため法令、規程、通達等に則り適正かつ効率的な業務が執行されているかを検証しています。

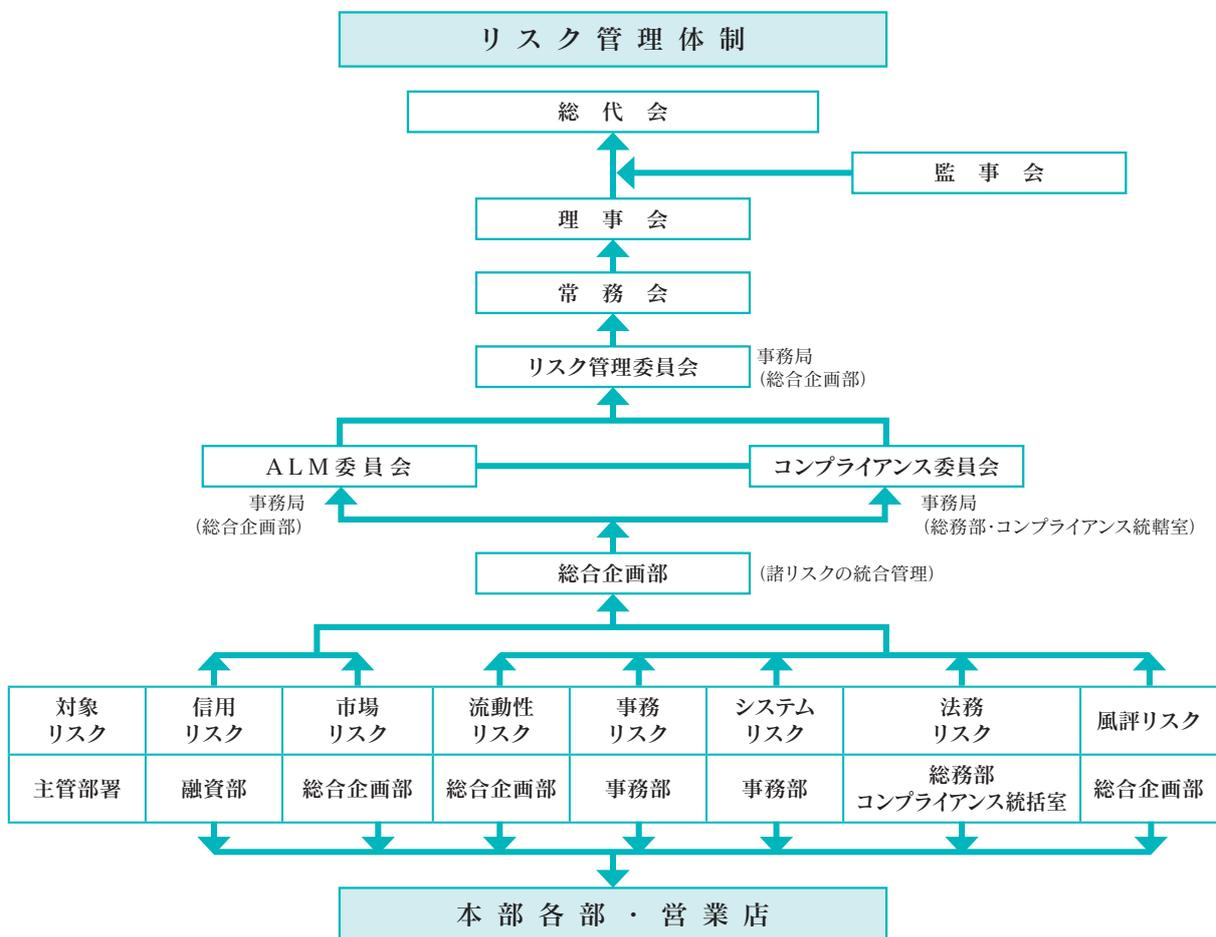
二つ目は、現物及び事務処理状況について、部店長及び管理者が毎月一回実施する「店内検査」によって事務事故を防止し、お客様の信頼に応えるべく厳格な業務運営を行っております。

自己資本管理体制

統合リスク管理室を中心に、自己資本管理体制の自己資本充実度の評価項目と統合的リスク管理体制の検証項目を一体とした検証・管理を行う体制整備に努めております。

※自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことを言います。

※「自己資本の充実の評価」とは、自己資本比率には含まれないリスク評価も相対的にとらえ経営体力（自己資本）と比較対照することによって自己資本充実度の評価を行うことを言います。



15. 法令等遵守

コンプライアンスとは

法令やルールを厳格によく守ることです。

一般的に「法令等遵守」すなわち倫理・法律等をよく守り正しい行動をとることと解釈されております。

金融業界においてコンプライアンスが重要視されるようになった背景には、バブル経済の崩壊とともに噴出した金融機関の破たんや銀行の不祥事件が続き、社会問題化したことが挙げられます。

これらの事件は規模の拡大や収益追求だけに重きを置いて、法令やルールを軽視し、社会良識に反するようなことを行なった結果といえます。

信用金庫は、相互扶助の理念に基づいて、会員制度による協同組織金融機関として地域の中小企業や国民の皆様が必要とされる金融サービスを提供し、その経済的発展と生活の向上や地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としています。

信用金庫がその社会的使命を果たし、会員やご利用いただく方の多様なニーズに応えるきめ細かなサービスを提供し、社会の信頼を得ていくには、役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって行動しなければならないと考えています。

当金庫は、平成21年5月29日付業務改善命令に基づき、関東財務局長に「業務改善計画書」を提出し、平成21年7月27日に「コンプライアンス（法令等遵守）宣言」を行い、計画書の着実な実行による内部管理態勢の充実・強化および法令等遵守態勢の確立に役職員あわせて取り組んでいます。



コンプライアンス(法令等遵守)宣言

上田信用金庫は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、確固たる倫理観と誠実さに基づき、コンプライアンス強化の企業風土を確立するために以下のとおり宣言します。

1. 上田信用金庫の役職員は、お客様・会員の皆様・地域の皆様をはじめとする社会の信頼にお応えするため、コンプライアンスをすべての行動の原則とし、法令・社会的規範および庫内規程等を厳正に遵守します。
2. 上田信用金庫の役職員は、お客様との取引に際して、信用金庫法をはじめとする金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令等に関する知識の向上に努めます。
3. 上田信用金庫の役職員は、お客様に関する情報の取扱いには細心の注意を払い、外部への漏洩等が発生しないよう適切に管理します。
4. 上田信用金庫の役職員は、組織内コミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンス違反行為またはコンプライアンスに違反する疑いのある行為に対しては厳正に対処します。
5. 上田信用金庫の役職員は、反社会的勢力等に対しては常に毅然とした態度で臨み、万一、反社会的勢力等が介入してきた場合は、関連部署および警察当局等と連携し、適切な処置を実施します。

上田信用金庫は、役職員がこれに反した場合には、事実関係の調査、対応策の策定、監督当局への届出、関係者の処分、再発防止策の策定等、庫内ルールに従って必要な措置を講じます。

平成21年7月27日

上田信用金庫

理事長 小林哲哉

16. 個人情報の保護

個人情報の保護

当金庫は、個人情報の保護に関する法律に基づきお客様の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- 法令等に基づく、ご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

- その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

法令等による利用目的の限定

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供致しません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保険医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません。

個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答え致します。
- お客さま本人から、当金庫が保有している個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合は、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上の通り、お客さまに関する情報の開示・訂正・利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

【個人情報に関する相談窓口】

上田信用金庫 総務部

住所 〒386-0014

長野県上田市材木町1-17-12

電話番号:0800-800-3508

17. 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成22年4月1日「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、預金・貸出金・貸金庫等の規程に暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との関係遮断を一層推進するために取組んでいます。

反社会的勢力に対する基本方針

上田信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 上田信用金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 上田信用金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引等の便宜供与は行いません。
4. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

反社会的勢力を排除する更なる取組みについて

平成19年6月の政府方針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との取引解消に向けたさらなる体制整備が求められています。

当金庫においても、各種取引から反社会的勢力の排除に取り組んでいますが、その取組の一環として、当局の許可を得て平成24年10月1日付で定款を変更いたしました。

これにより、下記Ⅰのいずれかに該当する者は当金庫の会員となることができません。また、会員が下記Ⅱのいずれかに該当するときは総代会の決議により除名となることがあります。

当金庫では、すでに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としておりますが、新たな措置によりさらに対応を徹底してまいります。

Ⅰ. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

Ⅱ. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

加入申込書でしていただく、上記Ⅰの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

詳しくは、上田信用金庫 総務部（☎0268-22-6260）へお問い合わせください。

18. 利益相反管理体制の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

利益相反管理体制の概要

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。



19. 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）を営業店またはコンプライアンス統括室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

上田信用金庫 コンプライアンス統括室

住 所：上田市材木町1丁目17番12号
フリーダイヤル：0800-800-3508
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談
F A X：0268-25-1814
Eメール：shinkin@ueda.ne.jp

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス統括室にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直

接申し立てていただくことも可能です。

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<http://www.ueda-shinkin.jp>)をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、長野県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

①現地調停が利用可能な弁護士会

長野県弁護士会

住 所：長野市妻科432
電話番号：026-232-2104

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

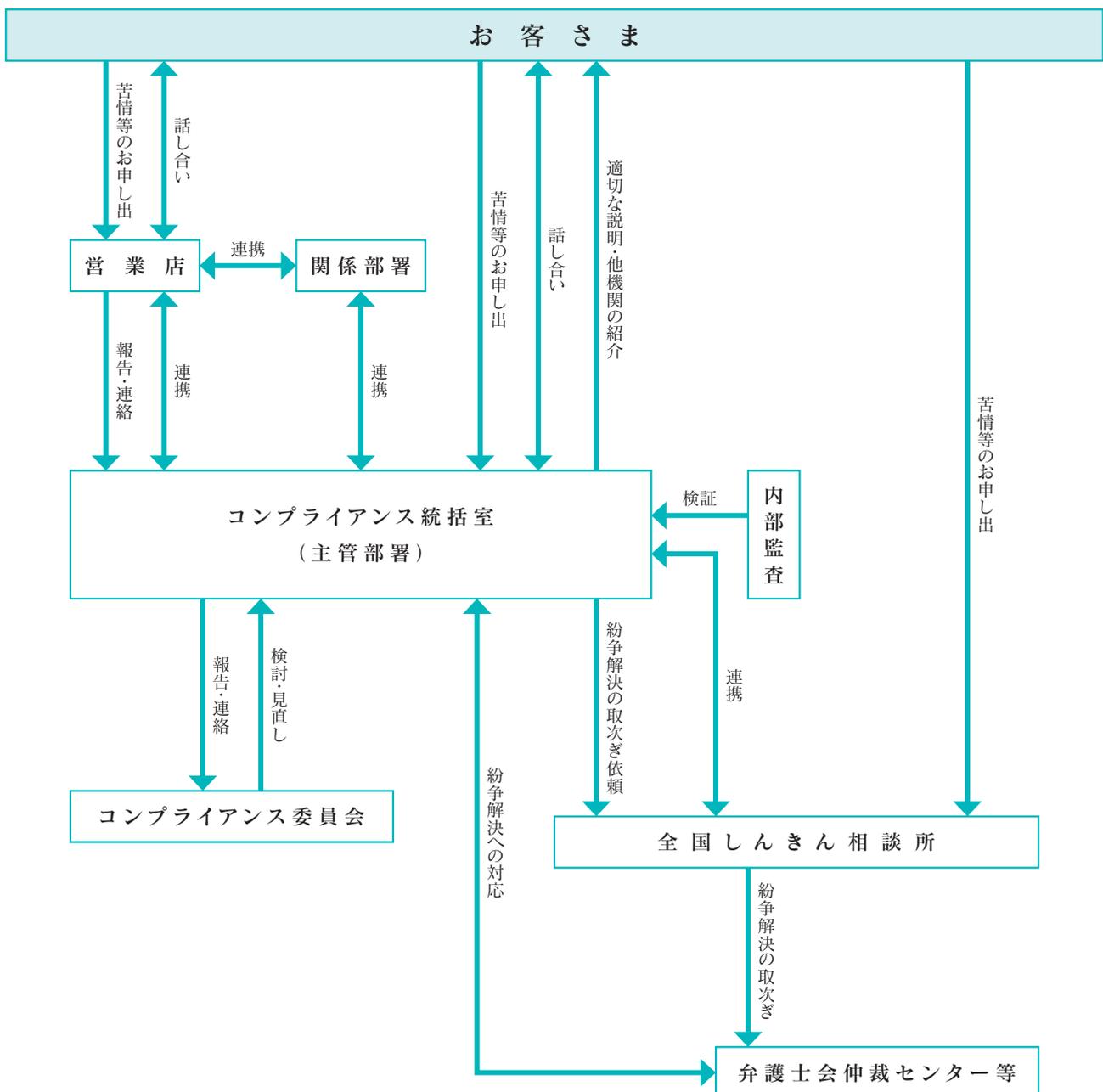
- (1)営業店および各部署に責任者をおくとともに、コンプライアンス統括室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびコンプライアンス統括室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適

東京三弁護士会

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

- 切な説明をコンプライアンス統括室から行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方

- の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10)苦情等への取組体制 下記表のとおりです。



第2章 主な業務 商品等のご案内



小諸支店



神科支店



城南支店

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 主な業務のご案内 ……………34 | ③為替業務 ……………39 |
| 1. 預金業務のご案内 ……………34 | ④投資信託窓口販売業務 ……………39 |
| ①預金商品トピックス ……………34 | ⑤保険窓口販売業務 ……………40 |
| ②預金のご案内 ……………35 | ⑥共済窓口販売業務 ……………40 |
| 2. 融資業務のご案内 ……………36 | 2. 主な手数料のご案内 ……………41 |
| ①個人資金融資のご案内 ……………36 | 3. ATMお取扱時間別手数料 ……………44 |
| ②事業資金融資のご案内 ……………37 | 4. しんきんの機構 ……………45 |
| 3. 各種サービスのご案内 ……………38 | 5. 店舗のご案内 ……………46 |
| ①主なサービス業務 ……………38 | 6. 店舗網のご案内図 ……………47 |
| ②年金相談業務 ……………39 | 7. 信金中央金庫のご紹介 ……………48 |

1. 主な業務のご案内

1. 預金業務のご案内

お財布代わりにお手軽にご利用いただける普通預金や貯蓄預金、将来の目的にあわせての資産形成のための定期積金、お利息が有利でお得な定期預金等みなさまのニーズにあった商品を取りそろえております。

①預金商品トピックス

新たなステージを応援します!

退職金専用定期預金『黄金人生』

新たなステージを応援します!
退職金専用定期預金
黄金人生
《平成26年4月1日(火)～平成27年3月31日(火)》
退職金専用定期預金 特例金利優遇 **100万円から!**
① 退職金を定期預金に預け入れいただくお客様へ **+0.3%優遇**
② さらに年金受取口座で年金を受取(予約含む)いただくお客様へ **+0.5%優遇**
③ 退職金専用定期預金500万円以上のご成約で、年金振込指定・予約をしていただいたお客様には、**商品券5,000円**プレゼント!

【商品の概要】

ご利用いただける方:55歳以上65歳以下の方で、退職金受取後6ヶ月以内の個人のお客さま

お預け入れ金額:100万円以上(上限2,000万円)

お預け入れ期間:1年(自動継続でのお取扱いはできません)

適用利率:

①退職金を定期預金に預け入れいただくと

店頭表示金利+0.3%優遇

②退職金を定期預金に預け入れ、

かつ当金庫口座で公的年金受取(予約含む)いただくと

店頭表示金利+0.5%優遇

特典:退職金専用定期預金500万円以上のご成約で、年金振込指定・予約をしていただいたお客さまには、**商品券5,000円**プレゼント!

年金を当金庫でお受け取りいただいている方へ

年金優遇金利定期預金『おもしろやり』

【商品の概要】

ご利用いただける方:年金を当金庫でお受け取りいただいているお客さま

お預け入れ金額:10万円以上200万円まで

お預け入れ期間:1年

適用利率:**店頭表示金利+0.3%優遇**



②預金のご案内

預金名	特色(内容)	
当座預金	お取引に安全で、便利な手形・小切手をご利用になれます。	
普通預金	ご自由に出し入れができ、給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、キャッシュサービスがご利用いただけます。	
普通預金(無利息型)	この預金はお利息がつきませんが、預金保険制度により全額保護されます。	
総合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金及び定期積金がセットできます。 必要な時には定期預金・定期積金残高の90%、最高500万円まで自動的に融資がご利用になれます。	
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。	
貯蓄預金	個人のお客様限定の貯蓄性預金で、残高によって普通預金より高いお利息がつきます。 普通預金同様、出し入れ自由でキャッシュサービスもご利用いただけますが、自動受取や自動支払口座としてはご利用いただけません。	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく専用のご預金で非課税です。	
定期預金	まとまったお金を確実に増やし、お利息の有利なご預金です。	
内 訳	期日指定定期預金	お預入れ後1年経過しますと、1か月前のご連絡で、いつでもお引き出しになれます。 1万円以上の一部お引出しも可能です。お預入れ額は300万円以下で、お利息の計算は1年複利です。
	スーパー定期	金融市場の動向により金利が決まるお得な預金です。 預入金額に応じてスーパー定期(300万円未満)・スーパー定期300(300万円以上)をご利用下さい。
	大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適したお利息の有利な定期預金です。 金利は、預入れ時の金融動向により決まります。
	積立定期預金	いつでも自由な金額で預入でき期日指定定期で運用される預金です。
定期積金 「スーパー積金」	将来のライフプランに併せて毎月一定額をお積立いただき、満期にまとまった金額をお受け取りいただけます。 毎月5千円からご利用いただけ、金融市場の動向により金利が決まるお得な預金です。	
財形預金	お勤めの皆様のための商品で、給料、ボーナスからの天引きによる積立です。	
内 訳	一般財形預金	課税対象になりますが、お使いみちは自由です。財産づくりにご活用いただけます。
	財形年金預金	目的が退職後のための資金づくりに限定され、お積立の元利金は年金形式で支払われます。 財形住宅預金と併せ550万円まで非課税です。
	財形住宅預金	目的が住宅の取得・増改築のための資金づくりに限定されます。 財形年金預金と併せ550万円まで非課税です。
悠々積金 (年金受給者専用)	当金庫店頭表示金利に0.2%を上乗せした有利な預金です。 1回の掛金2万円以上(2か月に1回)、積立期間2年以上からご利用でき、年金をお受取りの(偶数)月に年金受取口座から自動的にお積立致します。 ご本人のほか、配偶者の方もご利用いただけます。	
消費税専用定期積金 「納めジョーズ8」	消費税を納付される法人及び個人事業主の方を対象とした、消費税専用の定期積金です。 「納めジョーズ8」を契約された方に限り、消費税特別融資制度がご利用いただけます。	

2. 融資業務のご案内

地域金融機関として、地元でお預かりした資金は地元の皆様に有効にご活用いただける資金をご融資いたします。

①個人資金融資のご案内

個人の皆様には、住宅資金、入学・進学資金、マイカー購入資金等豊かな生活実現のためにご利用いただいております。

ご融資名	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	保証会社	
住 宅	しんきん 新型住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅建築用土地購入、増改築、他行住宅資金の借換にご利用いただけます。	6,000万円以内	35年以内	全国保証(株)
	無担保住宅借換ローン 「住まいの換え得」	住宅資金の借換を無担保でご利用いただけます。	2,000万円以内	20年以内	(株)ジャックス
	しんきん リフォームプラン	住まいのリフォームから・車庫や門扉の設置、造園工事等幅広くご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん保証基金
	しんきん リフォームプラン・エコ	太陽光発電システム、エコ関連設備等、エコリフォームにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん保証基金
	らくらくくん 新型リフォームローン	住まいのリフォームや太陽光発電システム設置、介護機器購入などにご利用いただけます。個人向け産業用太陽光発電システム購入にもご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	(株)ジャックス
車	しんきんカーライフ プラン	自家用車やオートバイの購入、車検・修理費用、運転免許取得費用、自動車ローン(消費者金融からは除く)の借換にもご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
	しんきんカーライフ プラン・エコ	エコカー(新車)購入資金を低利でご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
	らくらくくん マイカーローン (ロードサービス付)	自家用車の購入、車検・修理費用、自動車ローン(事業性除く)の借換にご利用いただけます。24時間安心のロードサービス付です。	1,000万円以内	10年以内	(株)ジャックス
教 育	しんきん 教育プラン	大学、大学院、短大、専修学校等へ納付する入学資金、授業料、下宿費用(家賃)等のほか、教育資金の借換にもご利用いただけます。	(原則) 500万円以内	(原則) 10年以内	(一社)しんきん保証基金
	らくらくくん 教育ローン	大学、大学院、短大、専修学校等へ納付する入学資金、授業料、下宿費用(家賃)等のほか、教育資金の借換にもご利用いただけます。	500万円以内	13年以内	(株)ジャックス
	しんきん 教育カードローン	お子様の在学期間中は、ATM利用で必要な時だけ限度内で教育資金を繰り返しご利用いただけます。	300万円以内	最長11年 8ヶ月以内	(株)ジャックス
お 使 い み ち に 応 じ て	しんきん 多目的ローン	家電・家具等の物品購入、冠婚葬祭費用、医療、レジャー・旅行費用等幅広くご利用いただけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん保証基金
	住宅サポート フリーローン	当金庫で住宅ローンを利用されているお客様専用で、原則お使いみちは自由です(事業性資金・消費者金融系の借入金の借換は除く)。	200万円以内	10年以内	(株)ジャックス
フ リ ー ロ ー ン	快速! なんでも応援団	事業資金含めお使いみち自由です。他社からの借入のおまともにもご利用いただけます。	300万円以内	7年以内	(株)クレディセゾン
	しんきん あんしんローン	お使いみち自由です(但し、事業資金、借入金返済資金を除く)。	300万円以内	7年以内	(株)ジャックス

ご融資名	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	保証会社	
カードローン	しんきんカードローン	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもご利用いただけます。	極度額/10万円・20万円・30万円・40万円・50万円	3年間 (自動更新)	(一社)しんきん保証基金
	カードローン らく太郎ワイド「暖」	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもご利用いただけます。	極度額/30万円・50万円・70万円・100万円・200万円・300万円	2年間 (自動更新)	(株)ジャックス
	カードローンしんきん きゃっする500	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもご利用いただけます。	ご利用限度額 10万円～500万円	5年間 (自動更新)	信金ギャランティ(株)

②事業資金融資のご案内

事業者の皆様には、運転資金、設備資金をはじめ、政府系資金、信金中央金庫等の代理貸付を通じ、事業の安定・拡大を支援しております。

融資名	資金のお使いみち
一般のご融資	手形割引……一般商業手形の割引を致します。 手形貸付……仕入れ資金など短期運転資金をご融資致します。 証書貸付……設備資金など長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越……契約金額まで当座決済資金をご融資致します。
流動資産担保融資	売掛債権、棚卸資産を担保にご利用いただけます。(信用保証協会の保証付)
各種制度融資	長野県・各市町村の各種制度資金をお取扱い致します。(信用保証協会の保証付)
法人会ローン	法人会会員様専用のローンです。 運転資金を500万円まで、担保・第三者保証不要にてご利用いただけます。
創業支援資金 「サポート未来」	創業または新事業進出のための支援資金としてご利用いただけます。 運転資金・設備資金を300万円まで、担保は原則不要です。
再生支援資金 「バックアップ500」	企業再生のための支援資金としてご利用いただけます。 運転資金・設備資金を500万円まで、担保は原則不要です。
事業者カードローン	信用保証協会の保証を受けられる法人及び個人事業主の皆様にご利用いただけるカードローンです。
しんきんNPOローン	特定非営利活動促進法に基づく認証を受け登録されているNPO法人がご利用いただけます。 ご融資金額は500万円以内、ご融資期間は5年以内です。
しんきん ビジネスサポート	保証会社の保証がつきます。 ご融資金額は3,000万円以内、ご融資期間は7年以内です。

この他、政府機関や地方公共団体などの代理貸付も取り扱っております。※(注)(独)は独立行政法人

- (独)住宅金融支援機構 ○(株)日本政策金融公庫 ○(独)福祉医療機構 ○(独)中小企業基盤整備機構
○信金中央金庫 詳しくは窓口へご相談ください。



3. 各種サービスのご案内

① 主なサービス業務

その他様々なサービスをご提供しておりますので、詳しくはしんきん窓口にお問い合わせください。

サービス名	サービス内容等	
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する決済サービスです。 電子記録債権は、インターネット(パソコン)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。	
公共料金などの自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHK受信料などの公共料金や、税金・授業料・保険料・クレジット代金の支払いなどは、一度お手続きいただくと、あとはご指定の口座から自動的にお支払いします。	
給与・年金・配当金などの自動受取	給与・年金・配当金などが、お客様の口座に自動的に振り込まれます。 早くて安全ですし、振り込まれた日からお利息がつきキャッシュカードでお引き出しできますから、有利でお得です。	
自動振込サービス	毎月一定日に一定の金額を自動的にご指定の口座にお振込します。 学費の振込や家賃・駐車場料金のお支払などにご利用いただけます。	
自動集金サービス	定期的に、当金庫が集金先の預金口座から売掛金や会費などを引落し、お客様の口座へ自動的に入金致します。 集金事務の効率化のお役に立てるサービスです。	
学校集金サービス	小中学校または高校などの給食費・学級費など毎月の集金業務を学校に代わって保護者様の口座より、口座振替によって集金いたします。 学校や保護者の皆様のお役に立てるサービスです。	
テレサービス	オフィスやご自宅の専用端末やパソコンのソフトを利用してお振込などの資金移動やお取引内容の照会ができるサービスです。 なお、振込手数料も、通常のお振込よりお得になっています。	
法人・個人向けインターネットバンキング	オフィスやご自宅のパソコンから、当金庫のインターネットホームページを経由して、残高・取引明細の照会、お振込ができます。 個人向けは、携帯電話・スマートフォン(NTTドコモ、au、ソフトバンク)からもご利用いただけます。	
キャッシュカードサービス	キャッシュカードをお持ちいただくと、お預入れ、お引出しにハンコや通帳はいりません。 閉店後や休日もご利用いただけ、しかも全国ネットです。 生体認証(手のひら静脈)付キャッシュカードは、手のひら静脈でご本人を確認するため安心してご利用いただけます。	
ATM振込サービス	振込依頼書に記入する手間が省けるとともに、手数料もお得です。	
マルチペイメントサービス (pay-easy)	税金等の料金支払が、当金庫のインターネットバンキングサービスを利用して払込することが可能なサービスです。	
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードでお買物の精算ができるサービスです。 右のマークがあるお店でご利用いただけます。(ローソンを含む)	

サービス名	サービス内容等
貸金庫	大切な書類や貴重品を火災や盗難からお守りします。
夜間金庫	会社や商店の売上金などをその日のうちに安全にお預かりします。 当金庫の営業時間外や休日にもご利用いただけます。
保護預り	国債などをお預かりし、元利金を期日にご指定の口座へ入金致します。
外貨宅配サービス	海外へ旅行、出張されるお客様に、外国通貨をご指定の場所まで宅配業者がお届け致します。
「toto」の払戻業務	「スポーツ振興くじtoto」の当選金がお受取りになれます。(取扱店:本店営業店、原町支店、小諸支店、中込原支店)
携帯電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から、携帯電話・スマートフォンの「おサイフケータイ」にその場でチャージ(入金)できるサービスです。(楽天Edyのチャージが可能です。)

②年金相談業務

年金のことなら何でも相談できる「年金相談室」において、専門スタッフが定期的に各店舗を巡回のうえ、お客様からのご相談を承っております。(11ページを参照願います。)

③為替業務

全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより、振込、送金、代金取立などの為替サービスを迅速かつ確実に取り扱っております。

④投資信託窓口販売業務

お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えするため、投資信託の窓口販売業務をおこなっております。わかりやすく、選びやすいファンドを厳選しており、バランスのとれた品揃えにより、お客さまのライフプランに合わせた商品をお選びいただけます。

(平成26年3月現在)

しんきんの投資信託ラインナップ		運用会社	
外国債券型	DIAM高格付インカム・オープン (愛称:ハッピークローバー)	毎月決算コース	DIAMアセットマネジメント
	グローバル・ソブリン・オープン	毎月決算型	国際投信投資顧問
国内外バランス型	しんきんグローバル6資産ファンド	毎月決算型	しんきんアセットマネジメント投信
	ダイワ資産分散インカムオープン(愛称:D51)	奇数月決算型	大和証券投資信託委託
国内株式型	しんきんインデックスファンド225		しんきんアセットマネジメント投信
	しんきん好配当利回り株ファンド		しんきんアセットマネジメント投信
不動産投資信託型	しんきんJリートオープン	毎月決算型	しんきんアセットマネジメント投信
	三井住友・グローバル・リート・オープン (愛称:世界の大家さん)		三井住友アセットマネジメント

⑤保険窓口販売業務

個人年金保険、がん・医療保険、学資保険、傷害保険、一時払終身保険、住宅ローン関係の長期火災保険の窓口販売業務を行っております。

保険種類	保険商品名	引受保険会社
個人年金保険(定額)	しんきんらいふ年金FS〈一時払型〉	フコクしんらい生命保険株式会社
	しんきんらいふ年金FS〈積立型〉	フコクしんらい生命保険株式会社
医療保険	ちゃんと応える医療保険 EVER	アメリカンファミリー生命保険会社
	もっとやさしい EVER	アメリカンファミリー生命保険会社
がん保険	生きるためのがん保険 Days(デイズ)	アメリカンファミリー生命保険会社
住宅ローン関連の 長期火災保険	融資住宅用火災保険	幹事 株式会社損害保険ジャパン
	しんきんグッドすまいる (住まいのお守り ほーむジャパン)	引受 共栄火災海上保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
学資保険	アフラックの夢みるこどもの学資保険	アメリカンファミリー生命保険会社
傷害保険	シニアクラブ(年金受給者商品)	共栄火災海上保険株式会社
一時払終身保険	しんきんらいふ終身FS	フコクしんらい生命保険株式会社
	しんきんらいふ終身S ふるは一とW	住友生命保険相互会社

⑥共済窓口販売業務

傷害共済の窓口販売業務を行っております。

種類	商品名	引受協同組合
共 済	傷害共済	長野県福祉共済協同組合
	業務上災害共済	長野県福祉共済協同組合

■金融商品にかかる勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を致します。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正に判断していただくために、当該商品の重要事項について説明を致します。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

金融商品の販売等にかかる勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

2. 主な手数料のご案内

平成26年7月1日現在（すべて税込）

■為替手数料

種 類			5万円未満	5万円以上	
窓口利用(電信・文書)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	216円
	当金庫本支店あて	会 員	1件	108円	324円
		会 員 外	1件	216円	432円
	県内信用金庫あて		1件	216円	432円
	他金融機関あて	会 員	1件	540円	756円
会 員 外		1件	648円	864円	
ATM利用 (※1)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	
	当金庫本支店・ 県内信用金庫あて	カ ー ド	1件	108円	216円
		現 金	1件		324円
	他金融機関あて	カ ー ド	1件	324円	540円
現 金		1件	432円	648円	
テレサービス(※2) インターネットバンキング (法人)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	
	当金庫本支店・県内信用金庫あて		1件	108円	324円
	他金融機関あて		1件	432円	648円
インターネットバンキング (個人)	当金庫同一店内・当金庫本支店あて		1件	無 料	
	県内信用金庫あて		1件	108円	216円
	他金融機関あて		1件	216円	
自動振込	当金庫同一店内あて		1件	54円	
	当金庫本支店あて		1件	108円	324円
	県内信用金庫あて		1件	216円	432円
	他金融機関あて		1件	540円	756円
税金等払込手数料	上田市・東御市・小諸市・佐久市・軽井沢町・長和町・御代田町・青木村・小海町・佐久穂町・立科町・川上村・北相木村・南牧村・南相木村		1件	無 料	
	上記以外の県内の地公体		1件	216円	432円
	県外の地公体		1件	540円	756円

(※1) 時間帯・カードの種類によって、別途手数料がかかる場合があります。(※2) アンサーサービス・一括データ伝送サービスをいいます。

■代金取立手数料

地 域			金 額	
同一店内・同一交換所内			1通	無 料
上田 ⇄ 佐久	当金庫		1通	324円
	他金融機関		1通	432円
県内信用金庫	集中取立		1通	432円
	個別取立		1通	648円
上記以外	集中取立		1通	648円
	個別取立		1通	864円

※個別取立で至急扱いを要する場合は、速達郵便料を申し受けます。

■その他の手数料

種 類	金 額	
振込・送金組戻手数料(※)	1通 648円	
不渡手形返却料(※)	1通 648円	
取立手形組戻料(※)	1通 648円	
旅館券取立手数料(※)	1通 648円	
独立行政法人 日本学生支援機構 取立手数料	1枚 30円	
C OM閲覧	1枚 20円	
取引明細発行	当座・普通預金の入金を伴う場合	1通 216円
	上記以外	1枚 20円

※速達で郵送する場合は、速達郵便料を申し受けます。

インターネットバンキング等関係手数料

種 類			金 額
インターネットバンキング	個人	基本料(月額)	1契約 無 料
		ワンタイムパスワード利用料(月額)	1契約 108円
	法人	加入料(契約時)	1契約 1,080円
		基本料(月額)	1契約 2,160円
テレサービス	アンサーサービス基本料(月額)		1契約 1,080円
	一括データ伝送サービス基本料(月額)		1契約 1,080円

当座関連手数料

種 類		署名鑑印刷なし	署名鑑印刷あり
小切手帳(1冊50枚綴り)	1冊	648円	756円
約束手形帳(1冊50枚綴り)	1冊	864円	972円
為替手形帳(1冊25枚綴り)	1冊	432円	486円
署名鑑新規登録・変更手数料	1回	5,400円	
マル専当座預金	口座開設手数料	1通	3,240円
	手形用紙	1枚	540円
自己宛小切手(1枚あたり)	1枚	540円	

通帳、カード等発行・再発行手数料

種 類			新規発行	再発行
通帳・証書・契約の証	1冊・1枚		無 料	1,080円
ICキャッシュカード	個 人	1枚	無 料	1,080円
	法 人	1枚	1,080円	1,080円
キャッシュカード	個 人	1枚	無 料	1,080円
	法 人	1枚	無 料	1,080円
生体認証キャッシュカード(個人)	1枚		無 料	1,080円
各種ローンカード	1枚		無 料	1,080円
出資証券	1枚		無 料	540円

※磁気・ICの読み込み不能、罹災、名義変更・移管による再発行は、無料となります。

証明書発行手数料

種 類			金 額	
残高証明書	当庫制定用紙	発行区分 ごと 1組につき	自動発行432円	都度発行648円(※1)
	お客様指定の用紙		648円(※1)	
	監査法人からの依頼		2,160円	
融資証明書	1通		3,240円	
株式払込保管証明書	1通		払込総額3/1,000 + 消費税	
上記以外の証明書	1通		648円	

(※1) 英文による残高証明書が含まれます。

貸金庫・夜間金庫利用料

種 類			金 額
貸金庫(6ヶ月)	有人型	1契約	2,700円
	無人型	1契約	5,400円
	カード再発行手数料	1枚	1,080円
	鍵再発行手数料	1個	実 費
夜間金庫	基本料金	1契約	12,960円(6ヶ月)
	入金鞆紛失・毀損	1個	1,080円
	入金鞆正鍵紛失・毀損	1個	
	外扉鍵紛失・毀損	1個	

融資関係手数料

種類・内容			金額	
不動産担保	新規設定	1契約	21,600円(※1)	
事業性(証貸)・個人ローン	全部繰上返済	1件	5,400円(※2)	
	条件変更	1件	5,400円(※2)	
住宅ローン	新規実行	1件	16,200円	
	全部繰上返済	全国保証付保	1件	32,400円
		上記以外	1件	5,400円
	条件変更	1件	5,400円(※2)	
金銭消費貸借契約証書(カードローンを除く)		1件	51円	
融資専用約束手形用紙代		1件	30円	

(※1) 住宅ローンを含む個人ローンの設定及び追加設定、解除、変更等は除きます。

(※2) 残高5百万円以上かつ実行後半年経過、1件毎の手数料です。

両替手数料等

	受取・持込合計枚数	金額
窓口利用(※1)	1～ 100枚	無 料
	101～ 300枚	108円
	301～ 500枚	216円
	501～1,000枚	324円
	1,001枚以上	1,000枚毎に324円加算
両替機	1～ 100枚	無 料
	101～ 500枚	100円
	501～1,000枚	200円
	1,001枚以上	1,000枚毎に300円加算
金種指定払戻 紙幣・硬貨(※2)	1～ 100枚	無 料
	101～ 300枚	108円
	301～ 500枚	216円
	501～1,000枚	324円
	1,001枚以上	1,000枚毎に324円加算

(※1) お客様が持ち込まれるあるいは持ち出される硬貨・紙幣の合計枚数を基準とします。

(※2) 毎月の給与払い戻しは、無料です。

個人情報開示手数料

店頭受取	一律	540円
郵送受取	一律	864円

※別途、証明書発行手数料(1通あたり648円)が必要となります。

3. ATM お取扱時間別手数料

平成26年7月1日現在 (すべて税込)

お取引種類	お支払			お預入			お振込※1						
	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料				
上田信用金庫のカード	曜日	8:00~ 8:45	108円	曜日	8:00~21:00	0円	曜日	8:00~ 8:45	108円				
		平日	8:45~18:00					0円	平日	8:45~18:00	0円		
			18:00~21:00					108円		平日	18:00~21:00	108円	
	土曜	9:00~14:00	0円	土曜	9:00~19:00	0円	土曜	9:00~14:00	0円				
		14:00~19:00	108円		日・祝	9:00~19:00		0円	日・祝	14:00~19:00	108円		
	9:00~19:00	108円	9:00~19:00	108円									
全国信用金庫のカード	曜日	8:00~ 8:45	108円	曜日	8:00~ 8:45	108円	曜日	8:00~ 8:45	108円				
		平日	8:45~18:00							0円	平日	8:45~18:00	0円
			18:00~21:00							108円		平日	18:00~21:00
	土曜	9:00~14:00	0円	土曜	9:00~14:00	0円	土曜	9:00~14:00	0円				
		14:00~19:00	108円		日・祝	14:00~19:00		108円	日・祝	14:00~19:00	108円		
	9:00~19:00	108円	9:00~19:00	108円									
八十二銀行のカード※2	曜日	8:00~ 8:45	108円	曜日	お取り扱い できません	—	曜日	8:00~ 8:45	108円				
		平日	8:45~18:00							0円	平日	8:45~18:00	0円
			18:00~21:00							108円		平日	18:00~21:00
	土曜	9:00~17:00	108円	土曜	9:00~17:00	108円	土曜	9:00~17:00	108円				
		9:00~17:00	108円		日・祝	9:00~17:00		108円	日・祝	9:00~17:00	108円		
	9:00~17:00	108円	9:00~17:00	108円									
銀行等提携のカード※2	曜日	8:00~ 8:45	216円	曜日	8:00~ 8:45※3	216円	曜日	8:00~ 8:45	216円				
		平日	8:45~18:00							108円	平日	8:45~18:00※3	108円
			18:00~21:00							216円		平日	18:00~21:00※3
	土曜	9:00~14:00	108円	土曜	9:00~14:00※3	108円	土曜	9:00~14:00	108円				
		14:00~17:00	216円		日・祝	14:00~17:00※3		216円	日・祝	14:00~17:00	216円		
	9:00~17:00	216円	9:00~17:00※3	216円		9:00~17:00	216円						
ゆうちょ銀行のカード	曜日	8:00~ 8:45	216円	曜日	お取り扱い できません	—	曜日	お取り扱い できません	—				
		平日	8:45~18:00							108円	平日	8:45~18:00	108円
			18:00~21:00							216円		平日	18:00~19:00
	土曜	9:00~14:00	108円	土曜	お取り扱い できません	—	土曜	お取り扱い できません	—				
		14:00~17:00	216円		日・祝			9:00~17:00		216円	日・祝	9:00~17:00	216円
	9:00~17:00	216円	9:00~17:00	216円									

※1) 記載の手数料の他に振込先および金額に応じて振込手数料が掛かります。

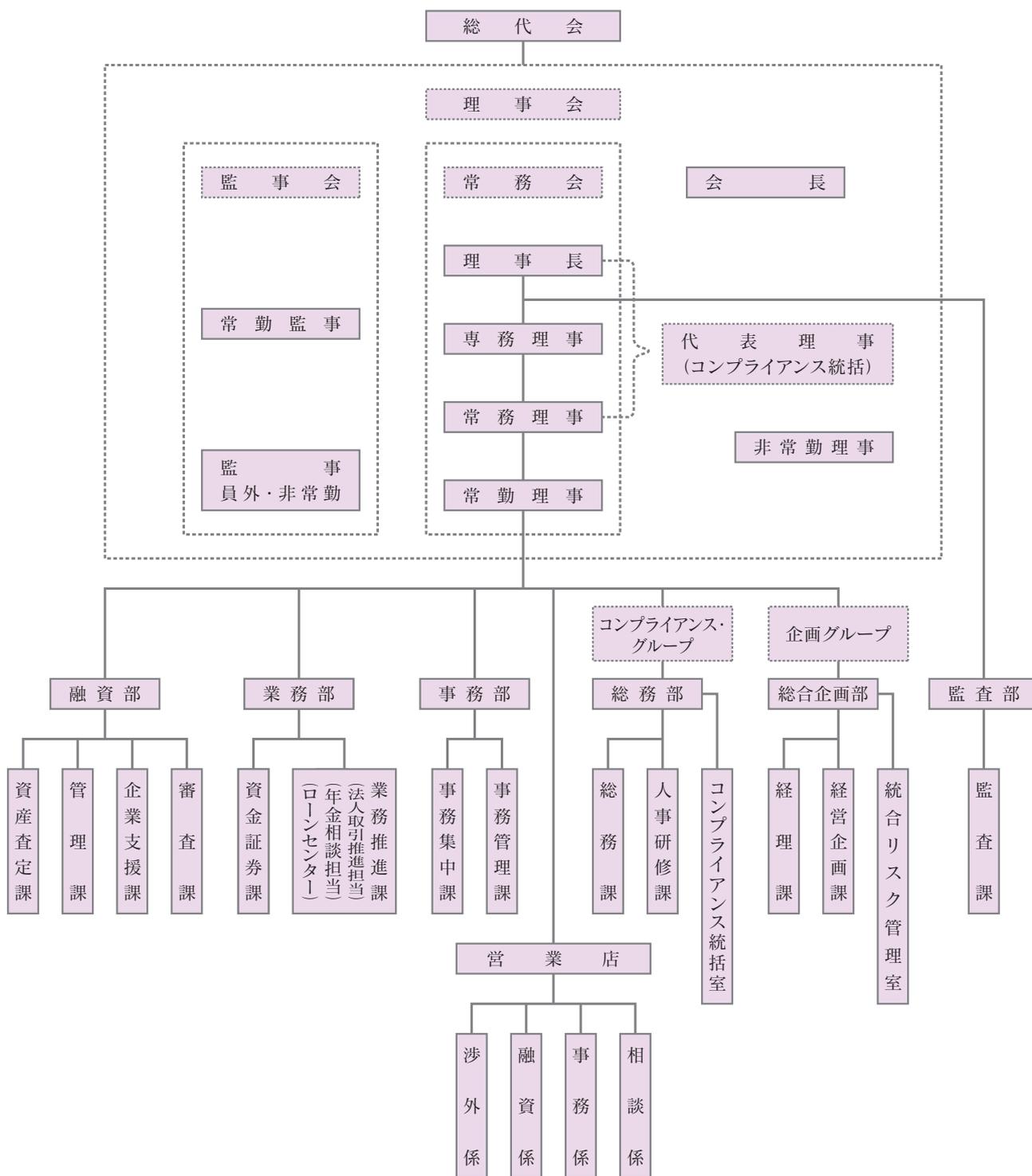
※2) 法人カードによるお取扱いはできません。

※3) 第二地銀、信用組合、労働金庫のうち、一部の金融機関のカードがご利用いただけます。

※この手数料は、当金庫のATMをご利用の場合であり、他金融機関のATMをご利用の場合は、その金融機関の所定の手数料が必要となります。

※この表のご利用時間帯は最長のお取り扱い時間であり、それぞれのATMにより開始・終了の時間が異なります。

4. しんきんの機構



役員

(平成26年7月1日現在)

理事長	小林哲	哉彦	理事 (非常勤)	小嶋	嶋重	修昌	一樹
常務理事	小増	林池	理事 (非常勤)	丸	丸重	昌益	樹雄
常務理事	中	子	監事 (常勤)	塩	山	益	雄
常勤理事	高	島	監事 (非常勤)	篠	川	捷	浩
常勤理事	大	橋	監事 (非常勤)		原	捷	四
		森					
		忠					
		久					

5. 店舗のご案内

■上田信用金庫本支店

(平成26年7月1日現在)

地区	店舗名	住所	電話番号	AED設置	夜間金庫	貸金庫	両替機	キャッシュコーナー	ATM 休日稼働	
上田市	本店営業店・川原柳支店	上田市材木町1丁目17番12号	(0268) 22-6262	○	○	○	○	8:00~21:00	土・日・祝	
	しんきんローンセンター上田	上田市材木町1丁目17番12号(本店営業店内)	(0268) 29-6160 0120-019-416	—	—	—	—	—	—	
	駅前支店	上田市天神1丁目6番13号	(0268) 22-2485	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	大屋支店	上田市大屋468番地1	(0268) 35-0361	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	丸子支店	上田市上丸子1015番地1	(0268) 42-2841	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	常磐城支店	上田市中央西2丁目4番2号	(0268) 24-3434	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	常田支店	上田市常田2丁目15番17号	(0268) 25-1810	○	○	○	○	8:00~21:00	土・日・祝	
	塩田支店	上田市本郷766番地5	(0268) 38-7365	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	神科支店	上田市住吉287番地4	(0268) 25-3737	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	城南支店	上田市中之条389番地7	(0268) 23-6550	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	真田支店	上田市真田町長7166番地8	(0268) 72-4111	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	川西支店	上田市小泉716番地5	(0268) 26-7755	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	よたくぼ支店	上田市武石沖202番地3	(0268) 85-0300	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	原町支店	上田市中央3丁目2番17号	(0268) 28-7511	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
東御市	東部町支店	東御市常田580番地6	(0268) 64-3545	○	○	○	○	8:00~21:00	土・日・祝	
	佐久市	岩村田支店	佐久市岩村田810番地5	(0267) 67-3345	○	○	○	○	8:00~21:00	土・日・祝
		野沢支店	佐久市原563番地12	(0267) 62-1127	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝
小諸市	中込原支店	佐久市中込3089番地8	(0267) 63-1080	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	白田支店	佐久市白田112番地1	(0267) 82-7070	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	小諸支店	小諸市大手2丁目1番12号	(0267) 22-2233	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
御代田町	和田森支店	小諸市大字和田966番地133	(0267) 25-0678	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
	しんきんローンセンター佐久	小諸市大字和田966番地133(和田森支店内)	(0267) 31-0601 0120-055-416	—	—	—	—	—	—	
御代田町	御代田支店	北佐久郡御代田町大字御代田2427番地4	(0267) 32-3455	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	
軽井沢町	軽井沢支店	北佐久郡軽井沢町大字長倉2984番地1	(0267) 46-0331	○	○	○	○	8:00~20:00	土・日・祝	

※土曜日・日曜日・祝日は9時~19時までご利用できます。

■店舗外キャッシュサービスコーナー

地区	店舗外 キャッシュコーナー	平日 ご利用時間	土・日・祝日 稼働の有無	地区	店舗外 キャッシュコーナー	平日 ご利用時間	土・日・祝日 稼働の有無
上田市	上田市役所	9:00~18:00	ご利用いただけません	佐久市	西友岩村田相生店	9:00~20:00	○
	川原柳出張所	9:00~20:00	○		佐久市工場団地	8:45~18:00	ご利用いただけません
	ザ・ビッグしおだ野店	9:00~21:00	○		イオンモール佐久平店	9:00~21:00	○
	西友三好町店	9:00~20:00	○	御代田町	小田井(ピコ内)	8:45~20:00	○
	やおふく古里店	8:45~20:00	○		軽井沢町	軽井沢町役場	8:45~18:00
小諸市	西友小諸小原店	9:00~20:00	○				

※土曜日・日曜日・祝日は9時~19時までご利用できます。

※セブン銀行ATM(一部メンテナンス時間を除き24時間)ならびに、ゆうちょ銀行・イオン銀行ATM(平日8:00~21:00、土・日・祝日9:00~17:00)、ビューアルッテ(駅のATM:稼働時間最長4:00~2:00)で当金庫キャッシュカードがご利用いただけます。(注):セブン銀行・イオン銀行・ビューアルッテは個人のお客様のみです。

■付帯施設ご案内

しんきんイベントホール・ギャラリー

芸術文化活動の支援と育成を目的として、開館しております。尚、当ホールにAEDを設置しております。



イベントホール



ギャラリー

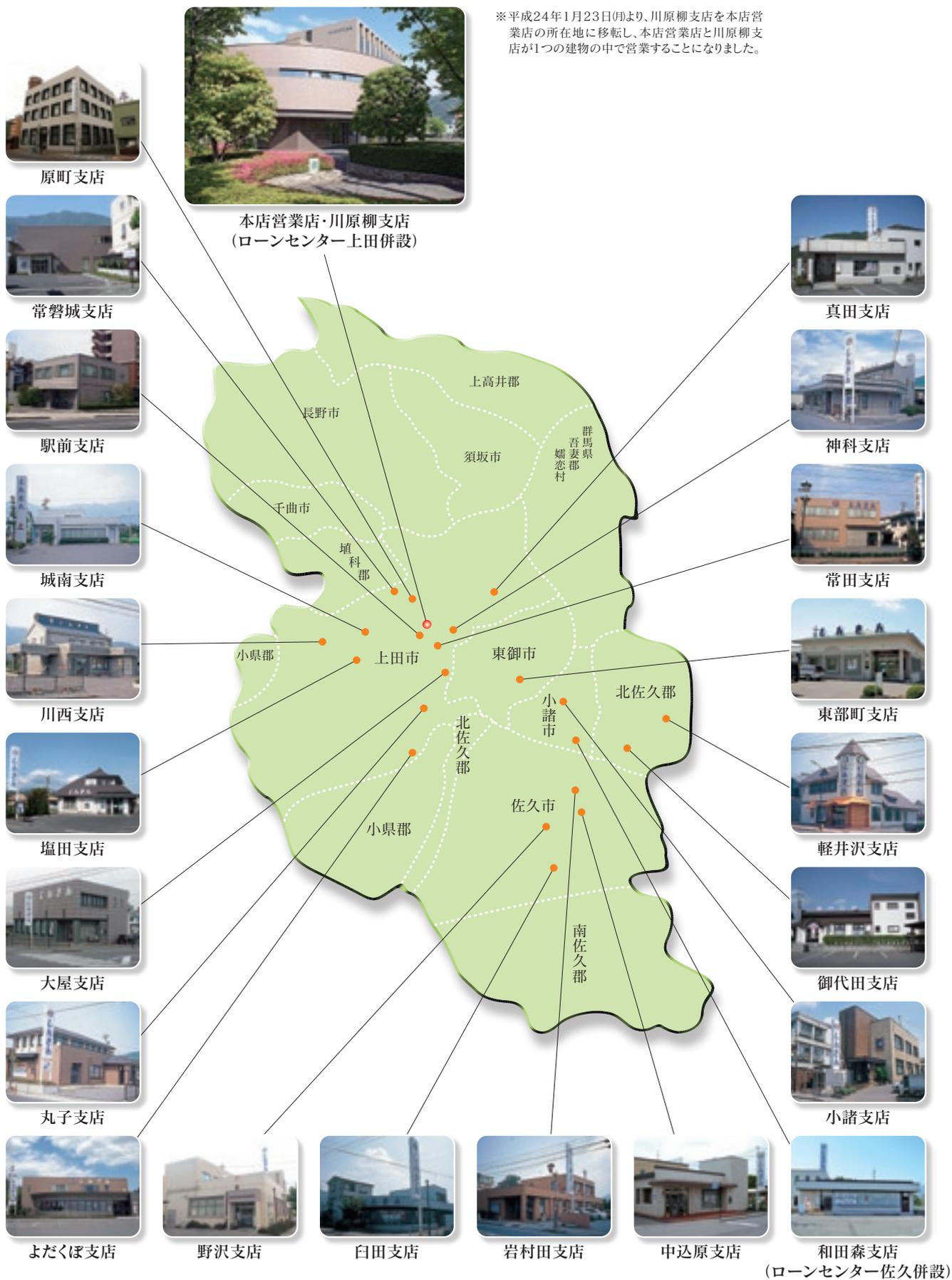
お問い合わせ:総務課 TEL.0268-22-6260

AED設置店舗

上記店舗にAED機器を設置し、もしもの時にご利用いただけるようになっております。使用方法は設置店の職員にお聞き下さい。



6. 店舗網のご案内図



7. 信金中央金庫のご紹介



信金中央金庫

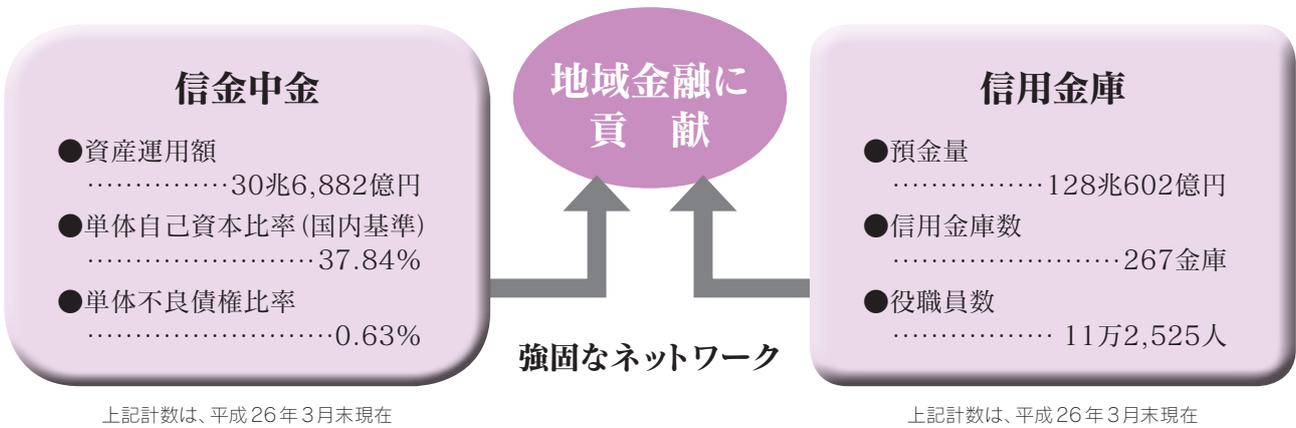
Shinkin Central Bank

～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて29兆1,478億円（平成26年3月末残高）、総資産は30兆9,394億円（同）にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



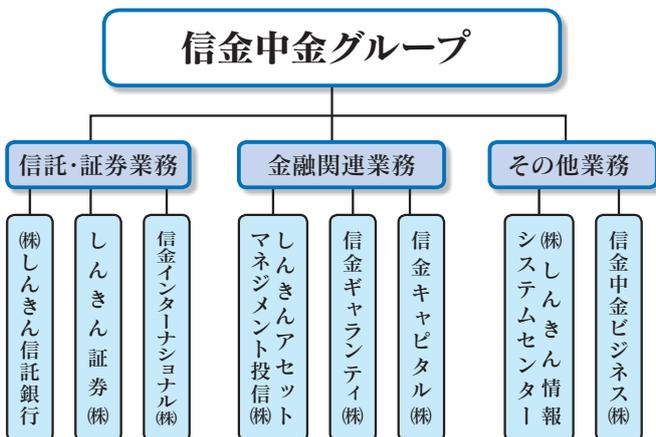
個別金融機関としての役割

- ① 総合的な金融サービスを提供する金融機関
預貸金業務、金融債発行業務、為替業務など
- ② わが国有数の機関投資家
総額約30兆円の運用資産を有し、金融証券市場を中心に運用
- ③ 地域社会に貢献する金融機関
地方公共団体、地元企業、PFI等への直接貸出など

信用金庫の中央金融機関としての役割

- ① 信用金庫の業務機能の補完
 - 信用金庫のネットワークを活用した顧客基盤の拡充支援
 - 信用金庫と共同での経営改善支援
 - 信用金庫顧客の海外進出支援
- ② 信用金庫業界の信用力の維持・向上
信用金庫経営力強化制度の適時・適切な運営

総合力で地域金融をバックアップ



格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
スタンダード&プアーズ (S&P)	A+
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

平成26年4月末現在

第3章 資料編

1. 貸借対照表	50
2. 損益計算書	52
3. 剰余金処分計算書	53
貸借対照表の注記	54
損益計算書の注記	55
4. 詳細資料	56
1. 主要な業務の状況を示す指標	56
2. 預金に関する指標	57
3. 貸出金等に関する指標	58
4. 有価証券等に関する指標	60
5. その他	62
6. 自己資本の充実の状況	64

1. 貸借対照表

貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
(資産の部)		
現 金	3,847	4,148
預 け 金	44,907	45,576
買 入 金 銭 債 権	4,192	2,507
金 銭 の 信 託	500	500
有 価 証 券	88,789	92,905
国 債	21,730	17,008
地 方 債	17,341	20,145
短 期 社 債	—	—
社 債	38,187	44,838
株 式	1,400	1,388
そ の 他 の 証 券	10,128	9,523
貸 出 金	103,210	103,027
割 引 手 形	2,260	1,861
手 形 貸 付	10,001	9,009
証 書 貸 付	87,266	88,388
当 座 貸 越	3,682	3,768
そ の 他 資 産	1,278	1,267
未 決 済 為 替 貸	43	33
信 金 中 金 出 資 金	763	763
前 払 費 用	9	11
未 収 収 益	336	313
そ の 他 の 資 産	124	144
有 形 固 定 資 産	3,844	3,880
建 物	1,672	1,616
土 地	1,952	1,930
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	219	332
無 形 固 定 資 産	148	134
ソ フ ト ウ ェ ア	40	26
の れ ん	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	108	107
繰 延 税 金 資 産	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	578	508
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 3,168 (△ 2,677)	△ 2,849 (△ 2,425)
資 産 の 部 合 計	248,129	251,606

資産

お客様からお預かりした預金をどのように運用しているかの内訳で、貸出金や預け金、有価証券等で運用しています。また、土地、建物などの保有資産の状況も表わしています。

預け金

当金庫が他の金融機関に預けている資金で、主に信金中央金庫の普通預金、定期預金にて運用しています。

有価証券

国債や社債・株式などの有価証券に投資した資金です。

未決済為替貸

他の金融機関からの振込などをお客様に支払った場合の、当金庫が立替払いをした資金です。

債務保証見返

お客様の債務を保証した場合の、そのお客様に対する求償権等を表しています。

貸倒引当金

貸出金などに対して将来の貸倒損失を見込み、あらかじめ積み立てておくものです。個別貸倒引当金は、個別債権ごとの回収可能性等により引当計上し、一般貸倒引当金は貸倒実績率に基づき計上しています。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

負債

ご融資している資金をどのように調達しているかを表しており、そのほとんどがお客様からお預かりしている預金です。

未決済為替借

お客様から振込依頼を受けた時、相手金融機関に支払うまでの間、一時的に留保しておくものです。

給付補填備金

定期積金の各口座の掛け込み状況に基づき、未払いの給付補填備金の所要額(未払利息相当額)を留保しているものです。

債務保証

お客様に対して直接融資する代わりに、当金庫が保証することにより他から融資を受けた場合に、当金庫が債権者に対して負っている保証債務です。主には、信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫の代理貸付に伴って行われる保証であります。

会員勘定

会員の皆様から受け入れた出資金や経営の成果として得られた利益を合算したものであり、一般的には「自己資本」といいます。

科 目	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	226,944	230,032
当 座 預 金	3,453	3,084
普 通 預 金	67,146	69,756
貯 蓄 預 金	1,344	1,322
通 知 預 金	—	180
定 期 預 金	140,232	139,837
定 期 積 金	14,122	14,361
そ の 他 の 預 金	643	1,490
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	3,000	3,000
借 入 金	—	—
当 座 借 越 形	3,000	3,000
再 割 引 手 形	—	—
そ の 他 の 負 債	601	574
未 決 済 為 替 借 借	74	51
未 払 費 用	354	331
給 付 補 填 備 金	44	46
未 払 法 人 税 等	1	1
前 受 収 益	74	93
払 戻 未 済 分	3	5
払 戻 未 済 持 分	—	—
職 員 預 り 金	2	2
資 産 除 去 債 務	10	10
そ の 他 の 負 債	36	31
賞 与 引 当 金	81	84
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	793	680
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	88	104
偶 発 損 失 引 当 金	41	54
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	48	33
繰 延 税 金 負 債	327	346
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	578	508
負 債 の 部 合 計	232,506	235,417
(純資産の部)		
出 資 金	704	703
普 通 出 資 金	704	703
利 益 剰 余 金	14,059	14,577
利 益 準 備 金	706	706
そ の 他 利 益 剰 余 金	13,352	13,870
特 別 積 立 金	12,950	13,250
(税 効 果 積 立 金)	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	402	620
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	14,763	15,280
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 (マイナス表示は借方残高)	858	909
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 (マイナス表示は借方残高)	858	909
純 資 産 の 部 合 計	15,622	16,189
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	248,129	251,606

2. 損益計算書

損益計算書

(単位：千円)

資金運用収益

資金を貸出金や有価証券で運用して得た利息収益です。

役務取引等収益

お客様から受け入れた振込手数料や投資信託の販売に伴う手数料などの収益です。

資金調達費用

資金を調達するために支払った費用です。この費用の大部分は預金利息です。

役務取引等費用

為替の取次手数料や債務保証を受けた場合などに支払う保証料など、他から受け入れた役務の対価として支払う費用です。

貸倒引当金繰入額

回収不能が見込まれる貸出金を費用処理したものです。貸倒処理は間接償却といわれる「貸倒引当金繰入額」(損失見込額を貸倒引当金として計上する)及び直接償却といわれる「貸出金償却」(貸出金を直接減価する)の2種類があります。

法人税等調整額

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額です。

科 目	平成24年度 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	平成25年度 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
経常収益	4,182,952	4,066,281
資金運用収益	3,209,127	3,243,714
貸出金利息	2,285,850	2,203,080
預け金利息	215,597	199,827
有価証券利息配当金	666,856	807,965
その他の受入利息	40,822	32,839
役務取引等収益	291,271	278,440
受入為替手数料	164,568	162,122
その他の役務収益	126,702	116,318
その他業務収益	222,506	139,519
国債等債券売却益	138,838	69,354
国債等債券償還益	48,090	36,600
その他の業務収益	35,577	33,565
その他経常収益	460,047	404,607
貸倒引当金戻入益	220,931	—
償却債権取立益	158,212	198,910
株式等売却益	56,519	187,622
金銭の信託運用益	6,172	4,740
その他の経常収益	18,210	13,334
経常費用	3,777,579	3,497,958
資金調達費用	267,880	222,909
預金利息	240,840	195,929
給付補填備金繰入額	26,947	26,771
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	82	197
その他の支払利息	10	10
役務取引等費用	194,231	206,590
支払為替手数料	58,728	59,494
その他の役務費用	135,502	147,096
その他業務費用	6,331	42,591
国債等債券売却損	5,458	41,455
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	872	1,135
経常費用	2,827,837	2,778,717
人件費	1,669,953	1,656,105
物件費	1,102,501	1,068,452
税	55,382	54,159
その他経常費用	481,298	247,151
貸倒引当金繰入額	—	43,838
貸出金償却	351,512	158,168
株式等売却損	72,728	12,912
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	57,057	32,231
経常利益	405,373	568,323
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責	—	—
任準備金取崩	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	28,163	21,391
固定資産処分損	—	—
減損損失	28,163	21,391
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	377,209	546,931
法人税、住民税及び事業税	1,576	1,576
法人税等調整額	△195	△195
当期純利益	375,828	545,550
繰越金(当期首残高)	27,059	74,756
当期末処分剰余金	402,888	620,307

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

3. 剰余金処分計算書

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第92期 (平成25年3月31日現在)	第93期 (平成26年3月31日現在)
当 期 未 処 分 剰 余 金	402,888	620,307
積 立 金 取 崩 額	—	—
特 別 積 立 金		
う ち 目 的 積 立 金		
剰 余 金 処 分 額	328,131	427,972
普通出資に対する配当金(年 4%)	28,131	27,972
役 員 賞 与 金	—	—
特 別 積 立 金	300,000	400,000
う ち 目 的 積 立 金	—	—
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	74,756	192,335

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月27日

上田信用金庫
理事長

小林哲哉 

平成24年度及び25年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。
建物 38年～50年
動産 5年～7年
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当金庫は、法人税法上の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定められている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。必要額の見積り方法は、過去3年間における累積の見倒実績率の3期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込にかかる必要な修正を加えて予想損失率を求め、個別債務者ごとに予想損失率を乗じて算定しています。ただし、破綻懸念先に係る債権のうち一定額以上の大口債務者に対する債権については、キャッシュフロー等に基づき今後3年間(ただし経営改善計画書が策定されている場合は5年間)の回収可能見込額を見積り、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、かつ当該回収可能見込額を減算した残額を貸倒引当金として計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権の内、債権額から担保の評価額及び保証(担保・保証付債権等)による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,302百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の日次発生年度から)費用処理
また、当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次の通りであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)	
①年金資産の額	1,476,279百万円
②年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432百万円
差引額(①-②)	△ 222,153百万円
(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成25年3月分)	
①当金庫掛金拠出額	8百万円
②制度全体の掛金拠出額	6,172百万円
当金庫の掛金拠出割合(①÷②)	0.1432%
(3)補足説明	

- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円(平成25年3月31日現在)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金75百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠借金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - 消費税および地方消費税の会計処理は、費用関係は税込、資産関係は税抜きの折衷方式を採用しております。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 4,267百万円
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は62百万円、延滞債権額は7,212百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は36百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は251百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,562百万円であります。
なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,861百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
為替決済、当座借越、代理店業務等の担保として預け金8,701百万円、有価証券525百万円を差入れております。
また、その他の資産には、保証金4百万円および敷金3百万円が含まれております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債権額は85百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額 11,510円 38銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務、および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
なお、当金庫はデリバティブ取引を行わない方針であります。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを含む金融商品であります。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動リスクを含む金融商品であります。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、貸出金及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や常務会ならびに理事会を開催し、審議・経営陣への報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部及び統合リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には統合リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告し協議すると共に、四半期ペースで理事会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定の他、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
非上場株式も多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であり、金利リスク量をVaRにより月次で計測し、計測されたリスク量がリスク限度枠内となるように管理しております。金利リスクに関するVaRの計測は、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により算出しており、平成26年3月31日(当事業年度の決算日)現在の金利リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,146百万円です。
また、「有価証券」のうち株式については、価格変動リスク量をVaRにより日次で計測し、月末時点のVaRにより価格変動リスク量がリスク限度枠内となるように管理しております。株式に関するVaRの計測は、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間720営業日)により算出しており、平成26年3月31日(当事業年度の決算日)現在の価格変動リスク量(損失額の推計値)は、全体で406百万円です。
ただし、金利リスク、価格変動リスクに関するVaRは、過去の観測期間におけるリスクファクターの変動をベースとして、将来の保有期間における一定の発生確率のもとでのリスク量を計測しており、通常では考えられない市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に関する流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。
(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照。
また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	45,576	45,798	221
(2)有価証券	92,888	93,337	448
満期保有目的の債券	8,305	8,754	448
其他有価証券	84,583	84,583	—
(3)貸出金(※1)	103,027	—	—
貸倒引当金(※2)	△ 2,849	—	—
	100,177	102,317	2,140
金融資産計	238,643	241,453	2,810
預金積金	230,032	230,616	584
金融負債計	230,032	230,616	584

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
自金庫保証付私募債は、貸出金と同一の方法により時価を算定しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	16
組合出資金(※)	792
合 計	808

(※) 非上場株式、組合出資金については、市場価額が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	9,701	17,170	5,550	2,000
有価証券	7,402	37,465	37,221	6,664
満期保有目的の債券	824	1,199	4,085	2,195
其他有価証券の内満期があるもの	6,577	36,266	33,136	4,469
貸出金(※)	30,650	32,251	18,501	16,378
合 計	47,753	86,886	61,272	25,042

(※) 貸出金の内、破綻先、実質破綻先、及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	92,756	58,569	1,932	124
合 計	92,756	58,569	1,932	124

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りであります。

売買目的有価証券

該当ありません

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	2,568	2,821	252
	地方債	1,388	1,471	82
	社 債	1,024	1,063	38
	その他	1,306	1,321	15
	小 計	6,288	6,678	389
時価が 貸借対照表計上額 を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	117	117	0
	社 債	200	200	-
	その他	1,698	1,633	△ 65
	小 計	2,016	1,950	△ 65
合 計		8,305	8,629	323

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

其他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	1,006	826	180
	債 券	69,998	69,034	964
	国 債	14,440	14,124	315
	地方債	16,396	16,146	250
	社 債	39,161	38,763	398
	その他	4,224	3,943	280
	小 計	75,229	73,804	1,425
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	365	404	△ 39
	債 券	6,694	6,721	△ 26
	国 債	—	—	—
	地方債	2,242	2,249	△ 6
	社 債	4,452	4,472	△ 20
	その他	2,293	2,398	△ 105
小 計	9,353	9,524	△ 170	
合 計		84,583	83,329	1,254

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません

27. 当事業年度中に売却した其他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	706	187	12
債 券	6,348	31	35
国 債	2,612	22	4
地方債	2,201	2	10
社 債	1,534	6	20
その他	295	37	5
合 計	7,350	256	54

28. 減損処理を行った有価証券

該当ありません

29. 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	200	200	0	0	—

30. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	300	300	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,997百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,123百万円あります。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産

貸倒引当金 1,426百万円

退職給付引当金 226百万円

其他有価証券評価差額金 -百万円

その他 2,132百万円

繰延税金資産小計

3,786百万円

評価性引当額

△ 3,786百万円

繰延税金資産合計

-百万円

繰延税金負債合計

346百万円

繰延税金負債の純額

346百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額 387円96銭

4. 詳細資料

1. 主要な業務の状況を示す指標

※資料編の各種係数は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 ※当金庫は、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務粗利益

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	2,941,860	3,021,220
資金運用収益	3,209,127	3,243,714
資金調達費用	267,880	222,909
役務取引等収支	97,039	71,849
役務取引等収益	291,271	278,440
役務取引等費用	194,231	206,590
その他の業務収支	216,175	96,928
その他業務収益	222,506	139,519
その他業務費用	6,331	42,591
業務粗利益	3,255,075	3,189,998
業務粗利益率	1.34%	1.31%

(注) 1. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(平成24年度 613千円、平成25年度 415千円)を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

■資金運用収支の内訳

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
資金運用勘定	242,765	242,775	3,209,127	3,243,714	1.32	1.33
うち貸出金	103,224	102,274	2,285,850	2,203,080	2.21	2.15
うち預け金	51,597	47,351	215,597	199,827	0.41	0.42
うち有価証券	83,150	89,622	666,856	807,965	0.80	0.90
うち買入金銭債権	4,005	2,744	21,722	9,919	0.54	0.36
資金調達勘定	232,171	231,776	267,880	222,909	0.11	0.09
うち預金積金	232,694	232,129	267,787	222,701	0.11	0.09
うち借入金	32	106	82	197	0.24	0.18

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成24年度 134百万円、平成25年度 143百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成24年度 557百万円、平成25年度 461百万円)及び利息(平成24年度 613千円、平成25年度 415千円)を、それぞれ控除して表示しております。

■利鞘

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
資金運用利回り	1.32	1.33
資金調達原価率	1.29	1.27
総資金利鞘	0.02	0.06

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.16	0.23
総資産当期純利益率	0.15	0.21

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	平成24年度			平成25年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 15,641	△ 248,804	△ 264,443	11,833	22,753	34,586
うち貸出金	△ 20,226	△ 81,566	△ 101,793	△ 20,604	△ 62,165	△ 82,769
うち預け金	168	△ 59,365	△ 59,196	△ 17,720	1,951	△ 15,769
うち有価証券	3,134	△ 109,750	△ 106,615	55,801	85,308	141,109
支払利息	△ 367	△ 56,144	△ 56,510	△ 309	△ 44,662	△ 44,971
うち預金積金	△ 394	△ 56,198	△ 56,592	△ 543	△ 44,543	△ 45,086
うち借入金	27	54	82	235	△ 120	115

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 預金に関する指標

■預金者別残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
個人	181,151	183,889	2,738
一般法人	37,523	38,244	721
公 金	8,220	7,863	△ 357
金融機関	50	36	△ 14
合 計	226,944	230,032	3,088

■預金平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
流動性預金	73,235	76,302
うち有利息預金	62,689	73,512
定期性預金	158,915	155,296
うち固定金利定期預金	158,878	155,260
うち変動金利定期預金	37	36
その他	543	530
合 計	232,694	232,129

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
固定金利定期預金	140,196	153,994
変動金利定期預金	36	37
合 計	140,232	154,031

3.貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
割 引 手 形	2,285	2,001
手 形 貸 付	11,131	9,162
証 書 貸 付	86,140	87,542
当 座 貸 越	3,667	3,568
合 計	103,224	102,274

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
貸出金	103,210	103,027
うち変動金利	38,348	37,440
うち固定金利	64,861	65,587

■担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返り額

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	貸出金残高	債務保証見返り額	貸出金残高	債務保証見返り額
当 金 庫 預 金 積 金	6,071	56	5,595	81
有 価 証 券	3	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	16,639	148	15,336	128
そ の 他	9	—	9	—
信用保証協会・信用保険	17,980	—	17,749	—
保 証	12,440	72	14,624	53
信 用	50,064	386	49,711	329
合 計	103,210	663	103,027	593

■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	貸出金残高	構成比 (%)	貸出金残高	構成比 (%)
設 備 資 金	37,960	36.78	38,039	36.92
運 転 資 金	65,249	63.22	64,987	63.08
合 計	103,210	100.00	103,027	100.00

■預貸率

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度
貸 出 金 (期 末 残 高) (A)	103,210	103,027
預 金 (期 末 残 高) (B)	226,944	230,032
預 貸 率	(A ÷ B)	44.79%
	期 中 平 均	44.06%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成24年度			平成25年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)	貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)
製 造 業	497	16,817	16.29	478	15,725	15.26
農 業 ・ 林 業	10	44	0.04	13	118	0.11
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	396	8,133	7.88	390	8,126	7.88
電気・ガス・熱供給・水道業	9	103	0.10	10	188	0.18
情 報 通 信 業	14	149	0.14	13	130	0.12
運 輸 業 ・ 郵 便 業	36	1,949	1.89	38	1,787	1.73
卸 売 業 ・ 小 売 業	372	8,122	7.87	355	6,975	6.77
金 融 業 ・ 保 険 業	11	6,672	6.47	12	8,017	7.78
不 動 産 業	158	7,011	6.79	151	6,512	6.32
物 品 賃 貸 業	9	738	0.72	10	875	0.84
学術研究・専門・技術サービス業	16	374	0.36	17	356	0.34
宿 泊 業	33	654	0.64	31	485	0.47
飲 食 業	178	2,011	1.95	175	2,029	1.96
生活関連サービス業、娯楽業	66	2,063	2.00	64	2,088	2.02
教 育 、 学 習 支 援 業	10	1,220	1.18	9	1,483	1.43
医 療 ・ 福 祉	56	6,095	5.91	56	5,236	5.08
そ の 他 の サ ー ビ ス	191	7,039	6.82	193	6,786	6.58
地 方 公 共 団 体	13	9,181	8.90	13	9,699	9.41
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,816	24,824	24.05	9,919	26,405	25.62
合 計	11,891	103,210	100.00	11,947	103,027	100.00

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
消 費 者 ロ ー ン	6,671	6,862
住 宅 ロ ー ン	18,153	19,542
合 計	24,824	26,405

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成24年度	591	491	—	591	491
	平成25年度	491	423	—	491	423
個別貸倒引当金	平成24年度	2,943	2,677	145	2,797	2,677
	平成25年度	2,677	2,425	362	2,314	2,425
合 計	平成24年度	3,534	3,168	145	3,389	3,168
	平成25年度	3,168	2,849	362	2,805	2,849

■貸出金償却・売却損の額

(単位：千円)

区 分	平成24年度	平成25年度
貸 出 金 償 却	351,512	158,168
貸 出 金 売 却 損	6,459	593

4. 有価証券等に関する指標

■商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	平成24年度	4,093	2,101	1,913	3,527	5,924	4,170	—	21,730
	平成25年度	989	989	3,410	3,901	4,899	2,818	—	17,008
地 方 債	平成24年度	1,007	3,159	3,587	1,881	7,706	—	—	17,341
	平成25年度	1,165	2,985	3,143	2,399	10,450	—	—	20,145
社 債	平成24年度	3,006	11,137	12,851	3,585	6,997	608	—	38,187
	平成25年度	4,545	11,193	14,017	4,828	9,622	631	—	44,838
株 式	平成24年度	—	—	—	—	—	—	1,400	1,400
	平成25年度	—	—	—	—	—	—	1,388	1,388
外 国 証 券	平成24年度	901	1,610	818	—	1,016	3,339	—	7,684
	平成25年度	701	1,623	100	314	805	3,215	—	6,760
その他の証券	平成24年度	—	395	354	106	105	—	1,482	2,444
	平成25年度	189	213	361	105	305	—	1,587	2,762
合 計	平成24年度	9,008	18,403	19,525	9,100	21,749	8,118	2,883	88,789
	平成25年度	7,592	17,006	21,033	11,549	26,083	6,664	2,975	92,905

■有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
国 債	23,118	18,740
地 方 債	15,337	18,578
社 債	33,308	41,237
株 式	1,421	1,191
外 国 証 券	7,769	7,456
そ の 他 の 証 券	2,195	2,418
合 計	83,150	89,622

■預証率（有価証券の預金に対する比率）

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
有 価 証 券 (期 末 残 高) (A)	88,789	92,905
預 金 (期 末 残 高) (B)	226,944	230,032
預 証 率	(A ÷ B)	40.38%
	期 中 平 均	38.60%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。

■売買目的有価証券

該当ありません。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

■満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成24年度			平成25年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	2,576	2,837	261	2,568	2,821	252
	地 方 債	1,388	1,486	98	1,388	1,471	82
	社 債	1,124	1,173	49	1,024	1,063	38
	そ の 他	1,699	1,718	18	1,306	1,321	15
	小 計	6,789	7,216	427	6,288	6,678	389
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	117	117	0
	社 債	200	200	0	200	200	0
	そ の 他	1,969	1,882	△ 86	1,698	1,633	△ 65
	小 計	2,169	2,082	△ 86	2,016	1,950	△ 65
合 計	8,958	9,299	340	8,305	8,629	323	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成24年度			平成25年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	905	743	161	1,006	826	180
	債 券	68,367	67,316	1,050	69,998	69,034	964
	国 債	18,854	18,502	352	14,440	14,124	315
	地 方 債	15,324	15,044	279	16,396	16,146	250
	社 債	34,188	33,770	418	39,161	38,763	398
	そ の 他	3,711	3,460	250	4,224	3,943	280
	小 計	72,984	71,521	1,462	75,229	73,804	1,425
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	478	535	△ 56	365	404	△ 39
	債 券	3,603	3,649	△ 46	6,694	6,721	△ 26
	国 債	300	300	△ 0	—	—	—
	地 方 債	629	630	△ 0	2,242	2,249	△ 6
	社 債	2,674	2,719	△ 45	4,452	4,472	△ 20
	そ の 他	2,748	2,922	△ 174	2,293	2,398	△ 105
	小 計	6,830	7,107	△ 277	9,353	9,524	△ 170
合 計	79,814	78,629	1,185	84,583	83,329	1,254	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	16	16
組 合 出 資 金	767	792
合 計	783	808

(注) 1. 非上場株式、組合出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

■金銭の信託 満期保有目的の金銭の信託

平成24年度					平成25年度				
貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照上の計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照上の計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照上の計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照上の計上額を超えないもの
100	100	—	—	—	200	200	—	—	—

その他の金銭の信託

平成23年度					平成24年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
400	400	—	—	—	300	300	—	—	—

■デリバティブ取引等の時価等

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引は、いずれも行っておりません。

5. その他

■採用している退職給付制度の概要

①退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	平成24年度	平成25年度
退職給付債務(A)	1,865,037	1,797,162
年金資産(B)	1,006,718	1,195,742
前払年金費用(C)	—	—
未認識過去勤務債務(D)	△ 96,686	△ 48,343
未認識数理計算上の差異(E)	161,943	△ 30,377
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	793,060	680,140

②退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	平成24年度	平成25年度
勤務費用(A)	72,528	75,852
利息費用(B)	20,698	14,071
期待運用収益(C)	△ 17,363	△ 20,111
過去勤務債務の費用処理額(D)	△ 48,343	△ 48,343
数理計算上の差異の費用処理額(E)	119,108	76,158
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	146,628	97,627

③退職給付債務の計算の基礎に関する事項

(単位：千円)

区 分	摘 要	
	平成24年度	平成25年度
(1)割引率	1.15%	1.35%
(2)期待運用収益率	2.00%	2.00%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4)過去勤務債務の額の処理年数	5年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5)数理計算上の差異の処理年数	5年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	— 年	

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

■役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	98

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」71百万円、「賞与」12百万円、「退職慰労金」15百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成25年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

6. 自己資本の充実の状況に関する開示

1. 定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様からお預かりしている出資金と利益剰余金から構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	上田信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	703百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成26年3月末現在の自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る17.56%であり、健全性が確保されている状況と考えております。

又、当金庫では、統合的リスク管理の一環として、各リスクカテゴ

リー毎にリスク資本を配賦し、各リスク限度枠に対する各リスク量の状況を月末毎にモニタリングして自己資本の充実度の評価並びにリスク量のコントロールを行う体制としております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべきリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。また、VaRの計測により信用リスクの計量化を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣（理事会）に報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金に当る正常先、要注意先、要管理先については、債務ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じ算出しております。また個別貸倒引当金に関して、破綻先、実質破綻先は債権額から優良担保・優良保証、担保不動産の処分可能見込み額及び保証人による回収が可能と認められる部分を除いた未保全額（Ⅲ・Ⅳ分類額）を引当・償却対象額として算出しています。

破綻懸念先は、優良保証・優良担保、担保不動産の処分可能見込み額及び保証人による回収が可能と認められる部分を除いた未

保全額（Ⅲ分類額）に対し貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。但し、一定額以上の大口先は、Ⅲ分類額からキャッシュフローに基づき算出した回収見込額を除いた全額を個別貸倒引当金として計上しています。

尚、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額をリスク・アセットといい、自己資本比率を算出する際、分母に相当する額となります。リスク・ウェイトとは、このリスク・アセットを求める時、使用する掛け目のことをいいます。

当金庫の保有する資産の一部（有価証券など）について、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けはございません。

使用適格格付機関
●株式会社格付投資情報センター (R&I)
●株式会社日本格付研究所 (JCR)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「規程」等により適切な事務取扱並びに適正な管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証及び政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取

引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「規程」等により適切な取扱いに努めております。

尚、信用リスクの削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、直接的に派生商品取引は行っておりませんが、当金庫の保有している一部のファンド型投資信託商品において、投資信託会社による運用で間接的に派生商品取引に該当するものがございます。

ただし、間接的なものであり、且つ金額的にも少額な為、当金庫としては、特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え第三者に売却して流動化することです。証券化エクスポージャーとは、証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫ではオリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。投資家にあたるものとしては、有価証券投資の一環として購入したものがこれにあたりますが、平成25年度末は保有ございません。

なお、当該証券投資に係るリスク管理体制としては、商品構造、裏付け資産の状況、適格格付機関の付与する格付情報、パフォーマンス情報等を継続的に把握する体制を整備し、適切な管理を行う事としております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫の「余資運用基準」へ、証券化エクスポージャーへの投資時の検討内容、保有後の裏付け資産の状況、適格格付機関の付与する格付情報、パフォーマンス情報等の継続的な把握・管理体制を定め、証券化商品に関する適切な管理に努める事としております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範囲に存在しています。

当金庫では業務運営上、お客様に安心してお取引いただくために、事務リスク（事務処理のミスや事故、不正等により損失を被るリスク）とシステムリスク（コンピューターシステムやネットワークシステムにおける誤処理や災害、不正使用等により損失を被るリスク）については、特に重要度の高いリスクとして認識し、関連する各種のリスクについて「リスク管理規程」にて、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、可能な限り回避し顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能として

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は信用リスク削減手法として証券化取引を用いております。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(5) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りでございます。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

使用適格格付機関
●株式会社格付投資情報センター (R&I)
●株式会社日本格付研究所 (JCR)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

の事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会等にて協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等の経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、公募不動産投資信託（J-REIT）、上場優先出資証券、信金中金等への出資金が該当します。

上場株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券など株式関連商品への投資は、株価変動によるリスクが大きいため、投機的ではなく、中・長期的観点から含み益確保を主目的とした健全性重視の投資をおこなうことを主眼とし、当金庫が定める「余資運用基準」に基づいた適正な運用・管理をおこなっております。

リスクについては、上場株式及び日次で時価の把握できる投資

信託等を対象に、日次ベースで時価評価額の変動額、VaR（バリュアットリスク）等のリスク量を計測管理して経営陣へ週次報告を行うと共に、保有限度額や損失限度額、リスク限度枠の遵守状況等について、月次でALM委員会、リスク管理委員会、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、信金中金等への出資に関しても、当金庫が定める「自己査定基準」に基づいた適正な管理をおこなっております。

尚、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理をおこなっております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的に計測・評価を行い、経営の健全性確保や収益性確保に努めております。

リスク量としては、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシスポイントバリュー）、アウトライヤー基準によるリスク量等、複数のリスク指標を計測・評価して金利リスクの状況を把握・管理する態勢としております。なお、計測したリスク指標のうちVaRを使用して金利リスクのリスク限度枠管理を行っております。

また、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM/収益管理システムにより定期的に計測をおこない、ALM委員会で協議検討をするとともに経営陣へ報告をおこなうなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

* VaR… 現状の金融資産・負債を将来のある一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率（信頼水準）の範囲内で予想される最大損失額

* BPV… 金利が全期間一律1bp（0.01%）上昇した場合の、金融資産・負債の現在価値の変化額

(2) 内部管理上使用した金利リスク算定手法の概要

〈リスク指標〉	〈計測手法〉
・VaR	分散・共分散法、観測期間5年、保有期間120日、信頼水準99%
・BPV	再評価法、金利ショック幅100bp（1%）
・アウトライヤー基準	GPS方式、金利ショック幅99パーセントイル値、観測期間5年、保有期間1年

※リスク計測の頻度： 月次単位（前月末基準）

II. 自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項 目 (自 己 資 本)	平成24年度
出 資 金	704
利益準備金	706
特別積立金	13,250
繰越金(当期末残高)	74
その他有価証券の評価差損 (△)	—
基本的項目 (A)	14,735
一般貸倒引当金	491
補完的項目不算入額 (△)	—
補完的項目 (B)	491
自己資本総額 [(A)+(B)](C)	15,226
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,344
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—
控除項目不算入額 (△)	2,344
控除項目計 (D)	—
自己資本額 [(C)-(D)](E)	15,226
資産(オン・バランス)項目	80,782
オフ・バランス取引等項目	708
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,394
リスク・アセット等計 (F)	87,886
単体Tier1比率 (A/F)	16.76%
単体自己資本比率 (E/F)	17.32%

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

(単位：百万円)

項 目	平成 25 年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,252	
うち、出資金及び資本剰余金の額	703	
うち、利益剰余金の額	14,577	
うち、外部流出予定額(△)	27	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	478	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	423	
うち、適格引当金コア資本算入額	54	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,730	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	134
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	134
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	15,730	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	83,283	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 5,448	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	134	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 5,583	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,286	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	89,569	
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	17.56%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示しております。

III. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	81,491	3,259	83,283	3,331
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	81,317	3,252	88,608	3,544
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	9	0	13	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	352	14	95	3
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	169	6	210	8
我が国の政府関係機関向け	933	37	1,010	40
地方三公社向け	60	2	80	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,221	568	12,396	495
法人等向け	31,649	1,265	30,538	1,221
中小企業等向け及び個人向け	17,071	682	17,811	712
抵当権付住宅ローン	2,324	92	2,427	97
不動産取得等事業向け	5,720	228	5,599	223
三月以上延滞等	428	17	379	15
取立未済手形	8	0	6	0
信用保証協会等による保証付	506	20	556	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,578	103	1,941	77
出資等のエクスポージャー	—	—	1,941	77
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,281	211	15,539	621
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	9,305	372
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	810	32
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	5,424	216
② 証券化エクスポージャー	50	2	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	50	2	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	124	4	121	4
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	134	5
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	△ 5,583	△ 223
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	1	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	6,394	255	6,286	251
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	87,886	3,515	89,569	3,582

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等の事です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$\text{＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ 取 引			
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
国 内	242,387	246,592	104,249	103,883	78,587	81,179	—	—	637	434
国 外	7,659	6,831	—	—	7,659	6,831	—	—	—	—
地 域 別 合 計	250,047	253,424	104,249	103,883	86,247	88,011	—	—	637	434
製 造 業	22,683	21,926	17,341	16,282	3,132	4,832	—	—	42	36
農 業、林 業	67	138	67	138	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	—	—	—	—	—	1
建 設 業	9,050	9,285	8,693	8,727	300	400	—	—	149	70
電気・ガス・熱供給・水道業	1,297	1,133	113	199	1,183	904	—	—	—	—
情 報 通 信 業	401	359	149	133	100	100	—	—	14	11
運 輸 業、郵 便 業	12,842	14,866	1,990	1,855	10,770	12,936	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	10,842	10,081	8,486	7,294	2,003	2,203	—	—	41	65
金 融 業、保 険 業	77,631	80,792	6,808	8,139	24,119	25,767	—	—	—	—
不 動 産 業	10,507	10,338	7,337	6,853	3,167	2,905	—	—	117	95
物 品 賃 貸 業	2,356	2,394	754	892	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	455	443	455	443	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	669	499	669	499	—	—	—	—	1	1
飲 食 業	2,485	2,559	2,473	2,559	—	—	—	—	7	24
生活関連サービス業、娯楽業	2,591	2,733	2,490	2,409	98	300	—	—	—	—
教育、学習支援業	1,857	1,893	1,240	1,493	600	400	—	—	—	—
医 療、福 祉	6,700	5,816	6,499	5,616	200	200	—	—	—	—
その他のサービス	7,455	7,204	7,455	7,204	—	—	—	—	67	75
国・地方公共団体等	48,106	46,673	9,199	9,710	38,501	36,658	—	—	—	—
個 人	21,992	23,393	21,992	23,393	—	—	—	—	197	52
そ の 他	10,050	10,889	27	35	2,067	400	—	—	—	—
業 種 別 合 計	250,047	253,424	104,249	103,883	86,247	88,011	—	—	637	434
1 年 以 下	58,805	50,514	31,170	31,049	9,179	7,497	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	44,710	44,174	20,388	18,603	18,322	16,668	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	37,471	41,445	13,100	13,773	19,371	20,547	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	23,384	27,450	9,021	8,922	8,963	11,258	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	34,396	36,579	9,675	9,806	21,221	25,393	—	—	—	—
10 年 超	25,104	25,054	14,944	16,406	8,160	6,648	—	—	—	—
期間の定めのないもの	26,174	28,204	5,949	5,321	1,030	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	250,047	253,424	104,249	103,883	86,247	88,011	—	—	637	434

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、ファンド型投資信託、未決済為替貸、未収収益、仮払金、有形固定資産などです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌59ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」と同一内容のため、省略

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高		平成24年度	平成25年度
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度		
製 造 業	256	261	4	280	261	542	71	29
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	624	249	△ 375	△ 42	249	206	284	39
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	7	4	△ 3	△ 0	4	3	10	1
運 輸 業、郵 便 業	60	48	△ 12	△ 19	48	28	—	—
卸 売 業、小 売 業	40	101	61	△ 31	101	70	24	11
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	783	748	△ 35	△ 294	748	453	0	248
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	93	96	2	△ 72	96	23	0	134
飲 食 業	83	101	17	22	101	123	3	—
生活関連サービス業、娯楽業	93	146	52	△ 50	146	95	—	—
教 育、学 習 支 援 業	226	236	9	1	236	238	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	507	550	42	14	550	564	21	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	163	132	△ 31	△ 57	132	75	45	47
合 計	2,943	2,677	△ 266	△ 251	2,677	2,425	461	511

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,435	79,877	911	77,824
10%	—	16,396	—	17,918
20%	57,998	8,637	58,436	10,242
35%	—	6,642	—	6,936
50%	14,907	341	17,291	176
75%	—	20,027	—	20,711
100%	1,104	42,501	1,120	41,662
150%	—	175	—	169
250%	—	—	—	22
合 計	75,446	174,600	77,759	175,665

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		6,524	6,030	15,547	15,662	—	—
① ソブリン向け		—	—	6,912	7,724	—	—
② 金融機関向け		—	—	501	—	—	—
③ 法人等向け		1,642	1,671	3,290	2,720	—	—
④ 中小企業等・個人向け		4,512	4,168	4,820	5,199	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン		13	16	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け		355	173	10	11	—	—
⑦ 三月以上延滞等		0	—	11	6	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	0	0
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
① 派生商品取引合計	2	6	2	6
(i) 外国為替関連取引	2	6	2	6
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	2	6	2	6

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	100	—	—	—
金融機関向け債権	100	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト 区分（%）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成24年度		平成25年度		平成24年度		平成25年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	100	—	—	—	2	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

適用ございません。

④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,148	2,148	2,196	2,196
非 上 場 株 式 等	783	—	808	—
合 計	2,932	—	3,005	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。なお、投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは一括して上場株式等を含めております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
売 却 益	64	225
売 却 損	76	12
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
評 価 損 益	228	278

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
評 価 損 益	—	—

(7) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

金利リスク指標	運用勘定の金利リスク量		調達勘定の金利リスク量		銀行勘定全体の金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
金利VaR	4,522	3,662	828	515	3,693	3,146
100BPV	7,744	8,238	2,662	2,750	5,082	5,488
アウトライヤー基準によるリスク量	1,759	1,825	448	83	1,311	1,741

(注) 1. 要求払預金についての金利リスク量算出は、コア預金を対象としております。

コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金を言います。

当金庫におけるコア預金の定義は、普通預金・貯蓄預金残高の合計額の50%相当額で、且つその全額が2年後に満期が来るものとしております。

2. 銀行勘定全体としての金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

3. 計測手法

・金利VaR 分散・共分散法、観測期間 5年、保有期間 120日、信頼水準 99%

・100BPV 再評価法、金利ショック幅 100bp (1%)

・アウトライヤー基準 GPS方式、金利ショック幅 99パーセンタイル値、観測期間 5年、保有期間 1年

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目一覧

<単体ベースの開示項目>

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	45
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	45
(3) 事業所の名称及び所在地	46
2. 金庫の主要な事業の内容	34 ~ 40
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業概況	04
(2) 直近の5事業年度における 主要な事業の状況を示す指標	04
1 経常収益	04
2 経常利益または経常損失	04
3 当期純利益または当期純損失	04
4 出資総額及び出資総口数	04
5 純資産額	04
6 総資産額	04
7 預金積金残高	04
8 貸出金残高	04
9 有価証券残高	04
10 単体自己資本比率	04
11 出資に対する配当金	04
12 職員数	04
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
1 主要な業務の内容を示す指標	
1. 業務粗利益及び業務粗利益率	56
2. 資金運用収支、役務取引等収支、 及びその他業務収支	56
3. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び利鞘	56
4. 受取利息及び支払利息の増減	57
5. 総資産経常利益率	56
6. 総資産当期純利益率	56
2 預金に対する指標	
1. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の 預金の平均残高	57
2. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	57
3 貸出金等に係る指標	
1. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	58
2. 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	58
3. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	58
4. 用途別の貸出金残高	58
5. 業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合	59
6. 預貸率の期末値及び期中平均値	58
4 有価証券に関する指標	
1. 商品有価証券の種類別の平均残高	60
2. 有価証券の種類別の平均残高	60
3. 預証率の期末値及び期中平均値	60
4. 有価証券の種類別残存期間別残高	60
4. 金庫の事業運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	25・26
(2) 法令遵守の体制	27

5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	50 ~ 53
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
1 破綻先債権に該当する貸出金	17
2 延滞債権に関する該当する貸出金	17
3 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	17
4 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	17
(3) 自己資本の充実の状況について 金融庁長官が定める事項	64 ~ 73
(4) 次に掲げるものに関する取得価格または契約価額、 時価及び評価損益	
1 有価証券	60
2 金銭の信託	62
3 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 (デリバティブ取引等)	62
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
(6) 貸出金償却の額	59
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または 損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	53
6. 報酬等に関する事項であつて、金庫の業務の運営または財産 の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定 めるもの	63

<金融再生法に基づく開示項目(第7条による規定)>

資産査定公表(金融再生法に基づく開示債権額)	18
------------------------	----

<連結ベースの開示項目>

当金庫は、連結対象の会社がございますので、連結情報は記載しておりません。

<その他の開示項目>

概況、経営に関する事項	
経営理念	表紙裏
ごあいさつ	01
会員数	04
総代会制度	14 ~ 16
その他業務に関する事項	
商品一覧	34 ~ 40
手数料一覧	41 ~ 44
その他の事項	
しんきんと地域社会	06・07
トピックス	08 ~ 10
しんきんローンセンター	11
環境に対する取組み	12
当金庫のあゆみ	13
中小企業の経営の改善及び地域活性化のための 取組状況	19・20
金融円滑化に向けた取組みについて	21・22
内部管理基本方針	23
取引時確認の取組について	24
個人情報の保護	28
反社会的勢力に対する基本方針	29
利益相反管理体制の概要	30
当金庫における苦情処理措置・ 紛争解決措置等の概要	31・32
店舗網のご案内	46・47
信金中央金庫のご紹介	48
退職給付会計に関する開示	62

REPORT 2014

上田信用金庫

〒386-0014 長野県上田市材木町1-17-12
TEL : 0268-22-6260
<http://www.ueda-shinkin.jp/>
E-mail : shinkin@ueda.ne.jp